

第3期宮城県食育推進プラン (最終案)

※下線部：前回(第1回宮城県食育推進会議)からの主な変更点

平成28年1月
宮 城 県

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3
4	計画見直しの概要	4
5	基本目標	1 4
6	行動目標	1 5
7	食育推進の基本方向	1 6
8	重点施策	1 7
9	計画の目標	2 2
10	ライフステージに応じた食育の取組	2 8
11	県民運動としての食育推進運動の展開	3 9
12	食育の推進体制と関係者の役割	4 1
	用語解説	4 4
	参考資料	4 8

第3期宮城県食育推進プラン

<コンセプト> 次世代へ伝えつなげる食育の推進～五感を使って健やかな心身を育む～

基本目標

県民一人ひとりが、食を生きる上での基本としてとらえ、健全な食生活と心身の健康増進を目指します

多彩で豊富な宮城の食材の理解と食文化の継承を通して豊かな人間形成を目指します

行動目標

バランスのとれた食生活で適正体重の維持に努めましょう

食卓に地域食材を取り入れましょう

食育推進の基本方向

1 健全な食生活に必要な知識の習得と実践能力の育成

2 宮城の風土に育まれた食材・食文化の理解と継承

3 食の安全安心に係る関係者間の信頼関係構築

4 多様な機関の連携・協力による食育の推進

重点施策

1 食育を通じた健康づくり
・生涯を通じた健康づくり
・健全な食生活の実現

2 「食材王国みやぎ」の理解と継承
・農林漁業体験を通じた食育の推進
・地産地消の推進
・食文化の継承

3 食の安全安心に配慮した食育
・食の安全安心に係る信頼関係の確立

4 みんなで支えあう食育
・食育支援ネットワークの強化
・食育推進の環境づくり

<目標指標>

食生活に関する意識、栄養素等摂取量、健康上の課題、地産地消の取組、食の安全安心、食育推進体制

【ライフステージに応じた食育の推進】

子ども (0～18歳) 望ましい食習慣の形成と定着	若い世代 (19～39歳) 健全な食生活の実現	働き盛り世代 (40～64歳) 生活習慣病予防のための食生活の維持と健康管理	高齢期 (65歳～) 食を通じた豊かな生活の実現
--	--------------------------------------	---	---------------------------------------

【関係機関等の取組】

【関係機関】 家庭・保育所・幼稚園・学校・職場・地域・行政機関・関係団体・生産者・事業者等

県民運動としての展開

1 計画策定の趣旨

(1) 本県の食育の現状

食育^(注1)とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、生きる上での基本となるものです。

県では、食育基本法^(注2)（平成17年7月15日施行）第17条第1項に基づき、食育推進の方向を示す計画として平成18年11月に「宮城県食育推進プラン」を、平成23年7月には、子どもの肥満やむし歯、メタボリックシンドローム^(注3)などの本県の健康課題を踏まえ「第2期宮城県食育推進プラン」（以下「第2期計画」とします。）を作成しました。第2期計画では、「意識の向上から行動へ」をコンセプトに、「食材王国みやぎ」^(注4)の豊かな「食」を活用しながら、本県特有の健康課題に対応できるよう2つの行動目標を設定し、市町村や関係機関・団体等多様な関係者とともに、人材の育成や多様な場面での普及啓発を図るとともに、地域の特色に応じた課題解決型の取組を進めてまいりました。

そのような中、平成23年3月に東日本大震災が発生し、多くの尊い生命や財産が失われ、農林水産業の生産基盤が甚大な被害を受けました。震災を契機に、命を支える「食」の重要性が再認識されましたが、一方で、東京電力福島第一原発事故による食の安全安心への不安の高まりや風評被害といった課題が発生しており、そのための取組を継続して進めています。

第2期計画で定めた18項目の目標の達成状況をみますと、目標達成が5項目、改善傾向にあるものが3項目であり、約4割の項目で改善している一方、「朝食を欠食する県民の割合（小学6年生）」など4項目では改善がみられていません。また、子どもの肥満やむし歯、メタボリックシンドロームの項目は依然として、全国下位の現状にあります。

さらに、県民の健康・栄養の現状等については、中高年で食や健康に対する関心が高くなっている一方で、特に若い世代や働き盛り世代では不規則な生活習慣に起因した肥満、メタボリックシンドロームや生活習慣病等は改善されておらず、食に対する知識の不足や無関心など、年代や生活環境等による健康状態の二極化が懸念されています。

(2) 健康・栄養に関する国の動向

国においては、国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や目標などを定めた「健康日本21（第2次）」^(注5)（H25～H34）が策定されたほか、「第3次食育推進基本計画」（H28～H32）がスタートしました。

平成25年には、「和食；日本人の伝統的な食文化」^(注6)がユネスコ無形文化遺産に登録され、我が国の健康長寿を支える和食を中心とした日本人の食文化を保護・継承する活動が始まっています。

国の健康・栄養施策については、平成26年10月に「日本人の長寿に関する健康な食事のあり方に関する検討会報告書」がとりまとめられ、「健康な食事」^(注7)の考え方が示されました。また、「日本人の食事摂取基準」^(注8)2015年版においては、生活習慣病予防に加え新たに重症化予防も視野に入れ、高血圧予防の観点から食塩相当量の目標量が引き下げられるなどの改定が行われています。

平成27年4月にはJAS法、食品衛生法、健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して一元化を図るため、食品表示法^(注9)が施行されました。これにより、加工食品等の栄養成分表示が義務化され、食の安全や消費者の健康増進に役立つことが期待されています。

このような状況の下、食育基本法及び国の第3次食育推進基本計画の趣旨を基に、さらに、第2期計画による取組の推進状況を踏まえ、宮城の特性を生かした食育をさらに展開していくための指針として「第3期宮城県食育推進プラン」（以下「第3期計画」とします。）を策定しました。

●日本人の長寿を支える「健康な食事」とは

- ・「健康な食事」とは、健康な心身の維持・増進に必要とされる栄養バランスを基本とする食生活が、無理なく持続している状態を意味します。
- ・「健康な食事」の実現のためには、日本の食文化の良さを引き継ぐとともに、おいしさや楽しみを伴っていることが大切です。おいしさや楽しさは、食材や調理の工夫、食嗜好や食事観の形成、食の場面の選択など、幅広い要素から構成されます。
- ・「健康な食事」が広く社会に定着するためには、信頼できる情報のもとで、国民が適切な食物にアクセスすることが可能な社会的・経済的・文化的な条件が整っていなければなりません。
- ・社会全体での「健康な食事」は、地域の特性を生かした食料の安定供給の確保や食生活に関する教育・体験活動などの取組と、国民一人一人の日々の実践とが相乗的に作用することで実現し、食をめぐる地域力の維持・向上とともに、国民の理解とQOLの維持・向上に着実に貢献します。

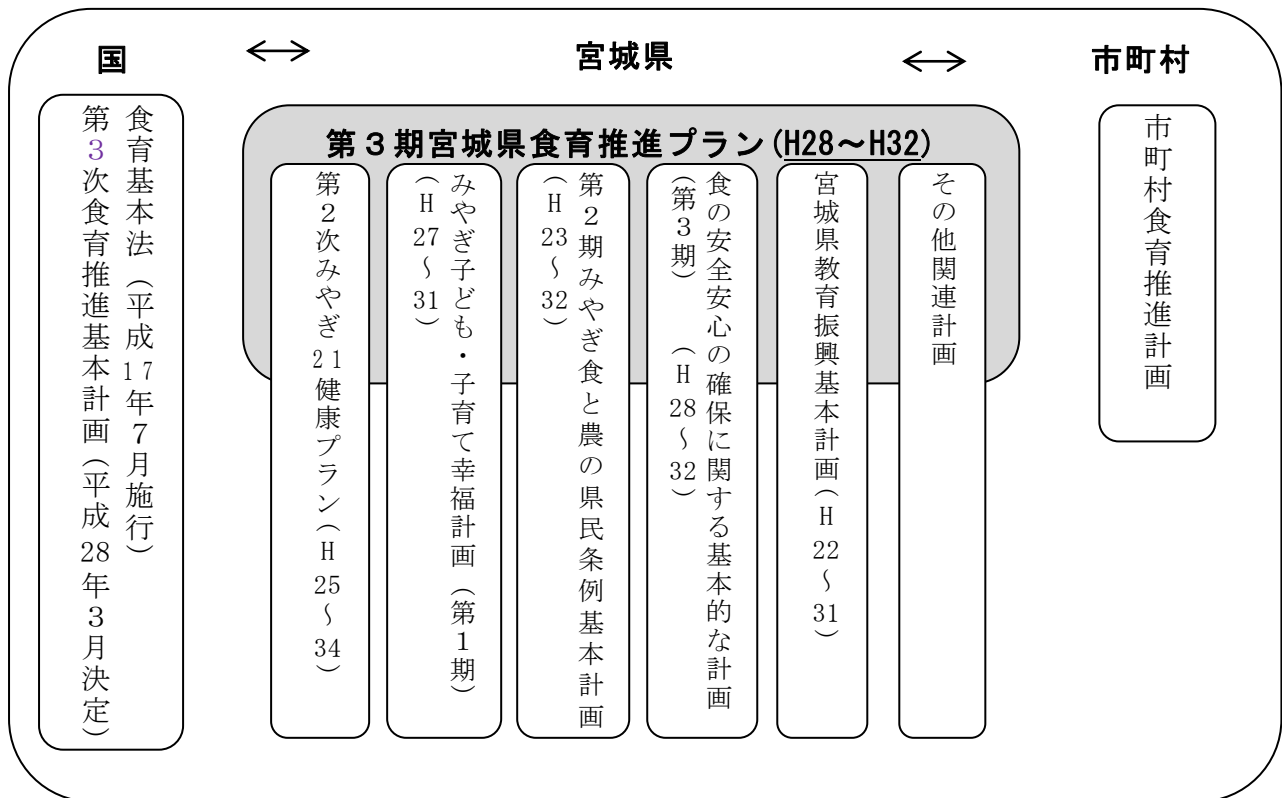
（日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方に関する検討会報告書（平成26年10月厚生労働省）より抜粋）

2 計画の位置づけ

本県は、四季を通じて海・山・大地の食材に恵まれ、多彩な食材を活かした郷土料理や豊かな食文化が育まれ、継承されてきました。

本計画は、この宮城の特性を生かした食育推進の方向性を示すための計画として策定し、食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画として位置づけます。

その実施に当たっては、既存の関連計画と連携しながら本県の食育を推進していくこととします。



3 計画の期間

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

4 計画見直しの概要

本計画の策定に当たっては、第2期計画をベースとしながら、必要な見直しを行いました。

第2期計画の計画期間における事業の実施状況や成果を検証するとともに、第2期計画策定時から現在までの食をめぐる情勢の変化等を踏まえながら、本県の食育に関する課題を明確にし、策定しました。

(1) 第2期計画の目標達成状況

食育の推進，課題の達成に関する状況を客観的に把握するため設定した第2期計画の目標値18項目のうち，目標値を達成した項目は5項目でした。

<目標値を達成した5項目>

- ・3歳児の1人平均むし歯数
- ・主要な都市農山漁村交流拠点施設^(注10)の利用人口
- ・農産物直売所推定売上高
- ・みやぎ食育コーディネーター^(注11)による食育推進活動への参加人数
- ・食育推進計画を作成・実施している市町村の割合

また，改善状況について，策定時の値と直近値を下記のとおり比較したところ，Bの改善傾向にあった目標値は3項目，Dの悪化傾向にあった目標値は4項目でした。詳細については，次ページ以降のとおりです。

改善状況の区分	項目数	(%)
A：目標達成	5	27.8
B：改善傾向 (策定時の値から±1割以上の改善)	3	16.7
C：ほぼ変化なし (策定時の値から±1割以上変化がない)	4	22.2
D：悪化傾向 (策定時の値から±1割以上の悪化)	4	22.2
E：評価不能	2	11.1

① 食生活の変化

- ・「朝食を欠食する県民の割合」（20 から 30 歳代男性）については、ほぼ変化はありませんが、小学 6 年生については、悪化傾向にあります。
- ・「脂肪エネルギー比率（20 から 40 歳代）」及び「1 日当たりの野菜摂取量」については、平成 28 年度に県民健康・栄養調査を実施し、今後評価する予定です。

② 食生活に関する意識

- ・「主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合」及び「食事の量は適量を心がけている人の割合」については、増加しているものの、改善傾向までには至りませんでした。
- ・「栄養成分表示^(注 12)を参考にしてしている人の割合」については、47.0% (H22:40.9%) と 6.1 ポイント増加し、改善傾向にあります。

③ 食に関連する健康上の課題

- ・「肥満傾向児^(注 13)の出現率」については、中学 1 年男子が 13.99% (H22:16.56%)、女子が 11.47% (H22:14.11%) で男女とも改善傾向にありますが、全国順位をみますと男子が 3 位、女子が 7 位と、いずれも高い状況にあります。
- ・「メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合」については、平成 27 年度に公表されたデータによると、平成 25 年度は 29.5% (H20:30.8%) とあまり変化がみられず、6 年連続全国ワースト 2 位という状況が続いています。
- ・「3 歳児一人平均むし歯数」は、0.99 本と 1 本以下の目標を達成しました。

目標指標等		策定時の値 (調査年)	H23年度 (調査年)	H24年度 (調査年)	H25年度 (調査年)	H26年度 (調査年)	目標値 (H27年度)	改善 状況
① 食習慣に関する課題								
朝食を欠食する県民の割合	20から30歳代男性	30.8% (H22)	-	-	-	27.8% (H26)	23%以下	C
	小学6年生	2.6% (H22)	-	3.4% (H24)	3.3% (H25)	3.3% (H26)	2%以下	D
脂肪エネルギー比率(20から40歳代)		25.6% (H22)	-	-	-	-	25%以下	E
1日当たりの野菜摂取量		307.4g (H22)	-	-	-	-	350g以上	E
② 食生活に関する意識								
主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合		70.6% (H22)	-	-	-	73.1% (H26)	80%	C
食事の量は適量を心がけている人の割合		78.1% (H22)	-	-	-	81.8% (H26)	85%	C
栄養成分表示を参考にしてしている人の割合		40.9% (H22)	-	-	-	47.0% (H26)	50%	B
③ 食に関連する健康上の課題								
肥満傾向児の出現率	中学1年(男子)	16.56% (H22)	-	14.45% (H24)	16.79% (H25)	13.99% (H26)	11%	B
	中学1年(女子)	14.11% (H22)	-	11.45% (H24)	11.48% (H25)	11.47% (H26)	9%	B
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合(40から74歳)		30.8% (H20)	30.0% (H21)	29.4% (H22)	29.5% (H23)	30.1% (H24)	26.7%	C
3歳児一人平均むし歯数		1.52本 (H20)	1.22本 (H22)	1.11本 (H23)	1.07本 (H24)	0.99本 (H25)	1本以下	A

④ 地産地消^(注14)の取組

- ・「学校給食の地場産野菜等の利用品目数の割合」については、震災以降は、回復傾向にあります。計画策定時と比べると減少しています。
- ・農林漁家レストラン^(注15)、農産物直売所、農林漁家民宿等の「主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口」については、1,279万人(H21:901万人)に増加しており、1,000万人の目標を達成しました。
- ・「農産物直売所推定売上高」は、88億円(H21:69億円)に増加しており、目標を達成しました。
- ・「農業体験学習に取り組む小・中学校の割合」については、減少しています。

目標指標等	策定時の値 (調査年)	H23年度 (調査年)	H24年度 (調査年)	H25年度 (調査年)	H26年度 (調査年)	目標値 (H27年度)	改善 状況
④ 地産地消の取組							
学校給食の地場産野菜等の利用品目数の割合	30.8% (H21)	25.6% (H23)	24.4% (H24)	24.1% (H25)	28.0% (H26)	33.6%	D
主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口	901万人 (H21)	1,052万人 (H23)	1,071万人 (H24)	1,187万人 (H25)	1,279万人 (H26)	1,000万人	A
農産物直売所推定売上高	69億円 (H21)	74億円 (H23)	78億円 (H24)	81億円 (H25)	88億円 (H26)	85億円	A
農業体験学習に取り組む小・中学校の割合	79.4% (H21)	76% (H23)	-	67.5% (H25)	-	90%	D

⑤ 食の安全安心

- ・「みやぎ食の安全安心消費者モニター^(注16)活動率」については、消費者モニターの登録者数は、772人(H23年度末)から814人(H25年度末)と増加しておりますが、活動率については、減少しています。

目標指標等	策定時の値 (調査年)	H23年度 (調査年)	H24年度 (調査年)	H25年度 (調査年)	H26年度 (調査年)	目標値 (H27年度)	改善 状況
⑤ 食の安全安心							
みやぎ食の安全安心消費者モニター活動率	64% (H21)	58.6% (H23)	55% (H24)	55.6% (H25)	53.5% (H26)	80%	D

⑥ 食育の推進体制

- ・「みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数」については、2万人を超え(H26:21,548人)、目標を達成しました。平成21年度の7,231人から約3倍に増加し、活動が拡大しています。
- ・「食育推進計画を作成・実施している市町村の割合」については、平成27年3月末ですべての市町村で作成され、県内各市町村において食育を推進する体制が整備されました。

目標指標等	策定時の値 (調査年)	H23年度 (調査年)	H24年度 (調査年)	H25年度 (調査年)	H26年度 (調査年)	目標値 (H27年度)	改善 状況
⑥ 食育の推進体制							
みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数	7,231人 (H21)	8,277人 (H23)	9,588人 (H24)	23,543人 (H25)	21,548人 (H26)	15,000人	A
食育推進計画を作成・実施している市町村の割合	91.4% (H22)	97.1% (H23)	97.1% (H24)	97.1% (H25)	100% (H26)	100%	A

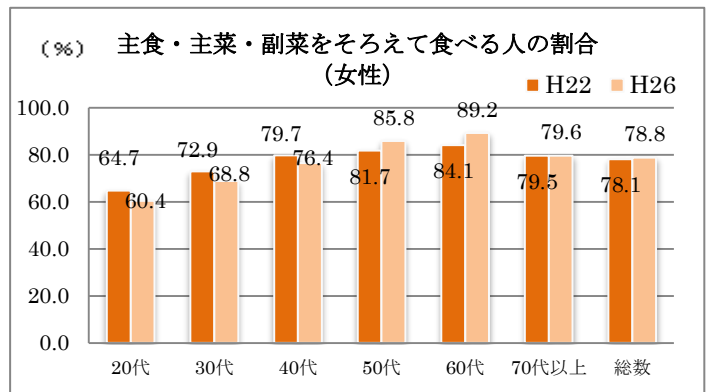
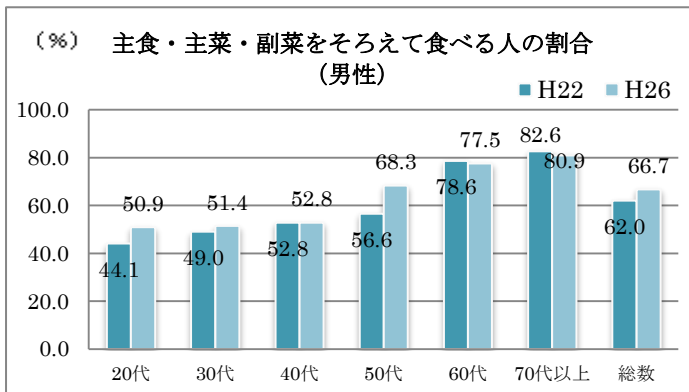
(2) 食をめぐる現状

近年、社会環境の変化やライフスタイルの多様化などにより、健全な食生活が失われつつあり、食に関連する健康課題等が懸念されています。本県の食をめぐる現状のうち主な5項目の状況を以下に紹介します。

① 食生活に関する知識・意識・行動

◇ 栄養のバランス（主食・主菜・副菜）

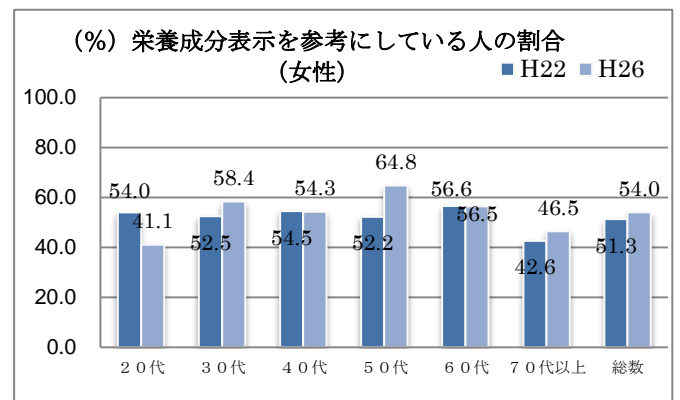
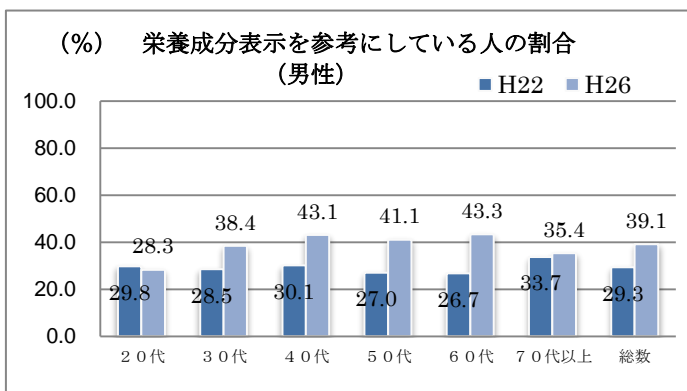
主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合は、男女とも若い世代が低く、20歳代から40歳代の男性の約5割、20歳代の女性の約6割となっています。また、平成22年との比較では、男性の20歳代、50歳代で増加しており、女性はほぼ横ばいとなっています。



(H22 県民健康・栄養調査, H26 県民健康調査)

◇ 栄養成分表示の活用

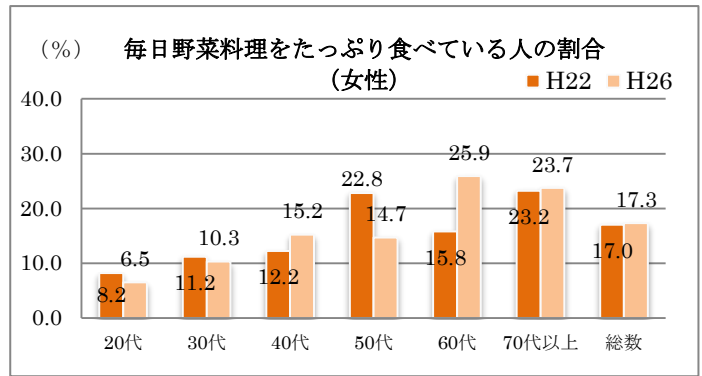
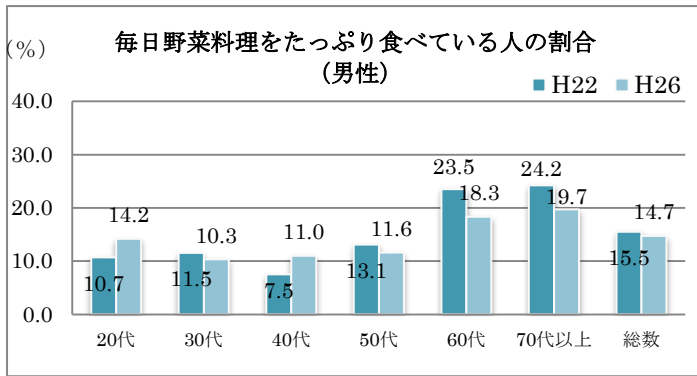
栄養成分表示を参考にしている人（「いつもしている」、「時々している」）の割合は、男性が約4割、女性が約5割となっており、平成22年と比較すると、男性は増加していますが、女性全体としては、横ばいとなっています。



(H22 県民健康・栄養調査, H26 県民健康調査)

◇ 野菜の摂取状況

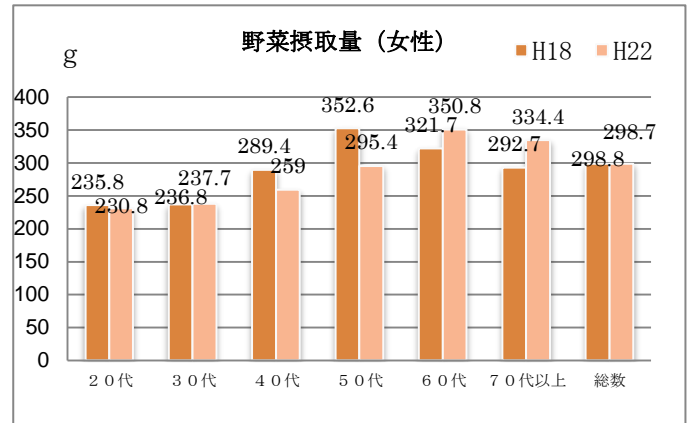
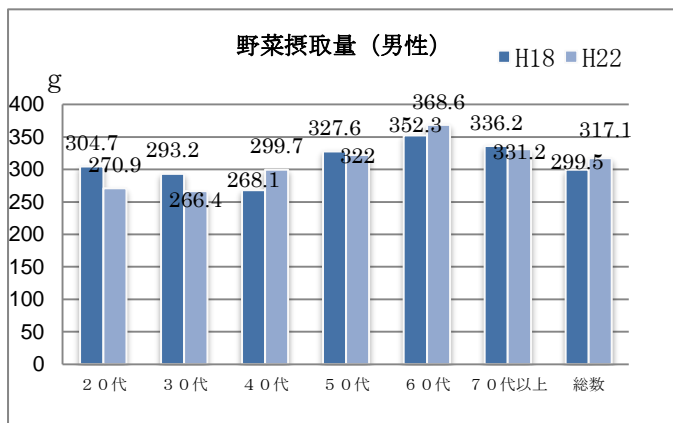
「毎日野菜料理をたっぷり（1日5皿 350g）食べることができている」と回答した人の割合は、男性が14.7%、女性が17.3%であり、平成22年と比べて変化がありません。年代別にみると、男女ともに若い世代が少なく、60歳代以上が高い傾向にあります。



(H22 県民健康・栄養調査, H26 県民健康調査)

◇ 野菜摂取量

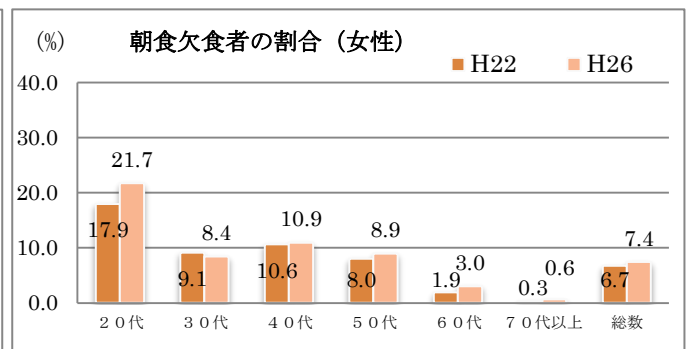
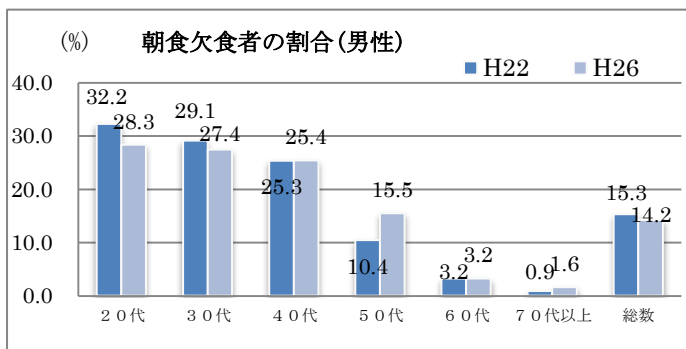
1日の野菜摂取量は、男女とも目標である350g以上には達していません。特に、若い世代の摂取量が少なく、20歳代から30歳代では、男性で約80g、女性で約120g程度目標量より少ない現状です。



(県民健康・栄養調査)

◇ 朝食の欠食

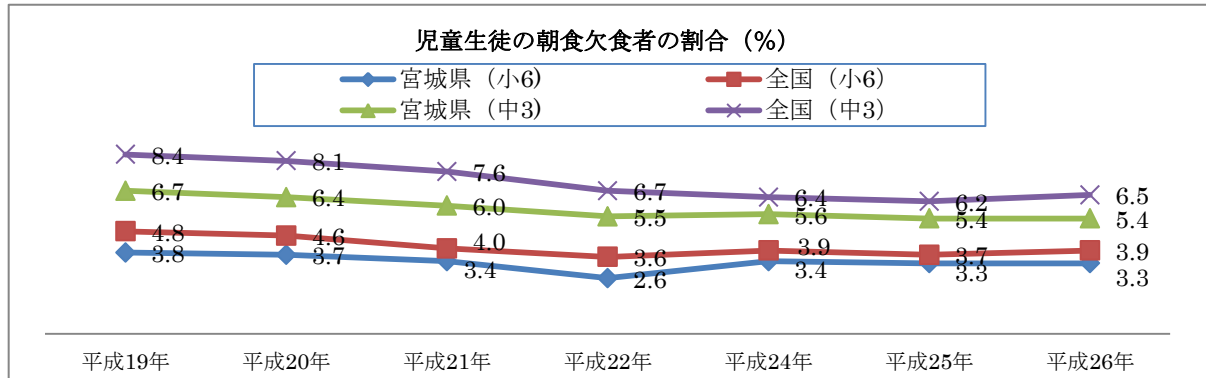
朝食を食べない（「ほとんど食べない」，「週4～5回以上食べない」）と回答した人の割合は、男女とも若い世代ほど多くなっており、男性の20歳代で28.3%、女性の20歳代で21.7%となっています。平成22年と比較すると、男性の20歳代で減少していますが、女性では20歳代と50歳代以上で増加しています。



(H22 県民健康・栄養調査, H26 県民健康調査)

◇ 児童生徒の朝食欠食者の割合

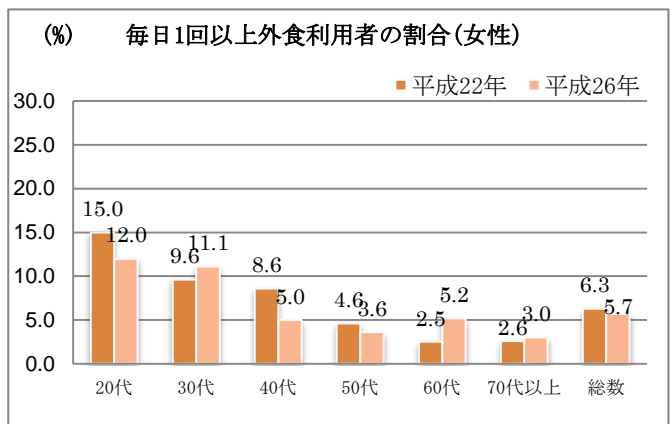
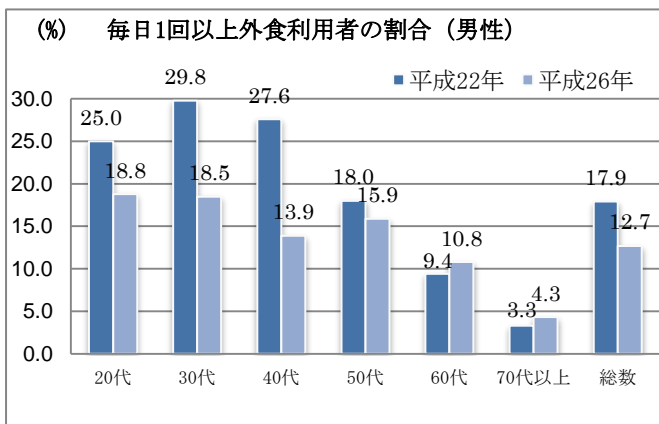
児童生徒（小学6年生，中学3年生）の朝食欠食者の割合は，全国と比べると低い現状にありますが，平成22年まで減少していたものの，震災後，平成24年に増加し，その後はあまり改善がみられません。



(文部科学省：全国学力・学習状況調査)

◇ 外食利用者の割合

外食（市販の弁当等の利用を含む。）を毎日1回以上する人（「ほとんど毎日1回以上」）の割合は，女性の30歳代を除き，男女とも平成22年と比べて20歳代から50歳代は減少していますが，60歳以上で増加傾向にあり，高齢者の利用が増えています。



(H22 県民健康・栄養調査，H26 県民健康調査)

② 栄養素等摂取量

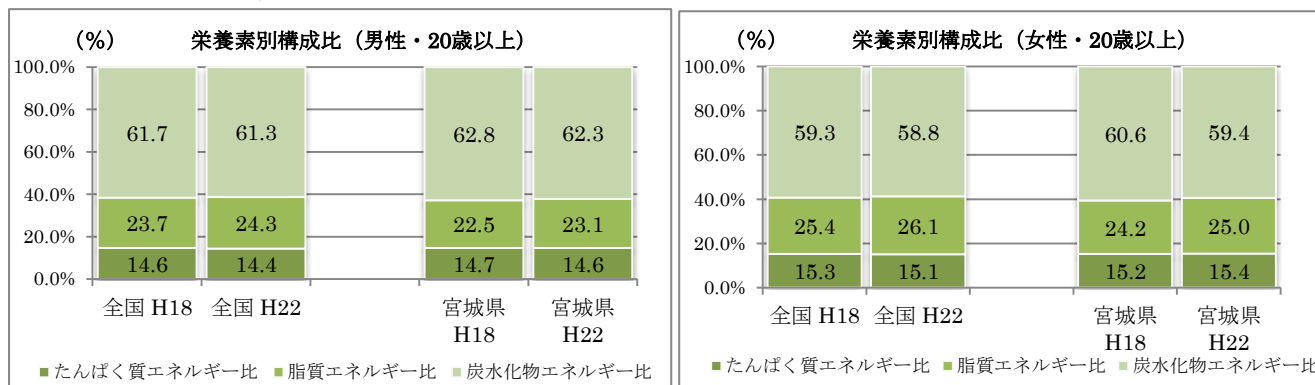
◇ 栄養バランス及び食塩摂取量

栄養バランスの比率は，厚生労働省が定める基準*によると「たんぱく質 13～20%，脂質 20～30%，炭水化物 50～65%」となっており，各年代ともおおむね基準内という結果となっています。

また，食塩摂取量については，年々減少傾向にあるものの，平成22年調査結果では，男性 11.9g，女性 10.4g で同基準*の「男性 8g 未満，女性 7g 未満」より，約 3～4g 多くなっています。

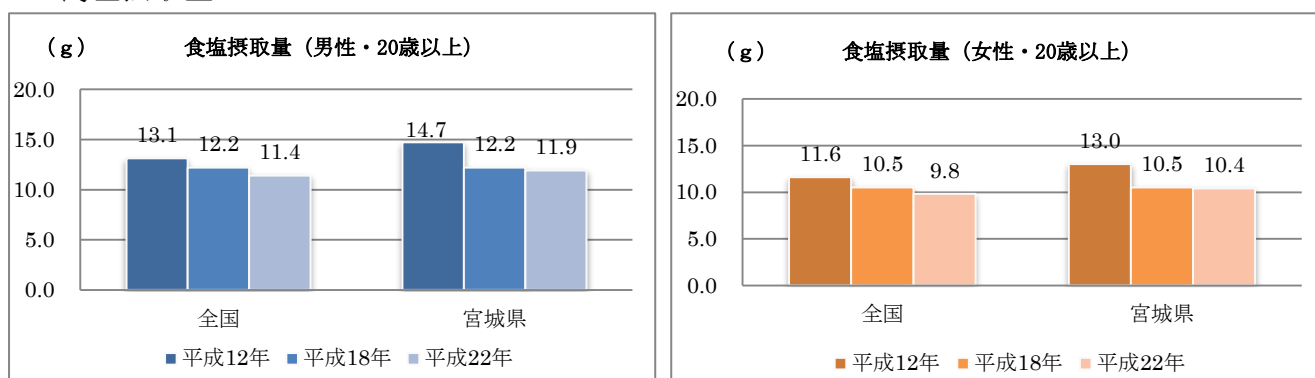
※日本人の食事摂取基準（2015年版）

・エネルギーの栄養素別構成比



(全国：国民健康・栄養調査，宮城県：県民健康・栄養調査)

・食塩摂取量



(全国：国民健康・栄養調査，宮城県：県民健康・栄養調査)

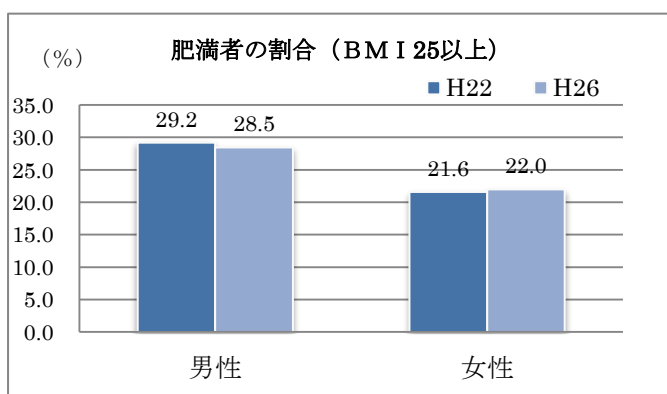
③ 食に関連する健康上の課題

◇ 肥満者の割合

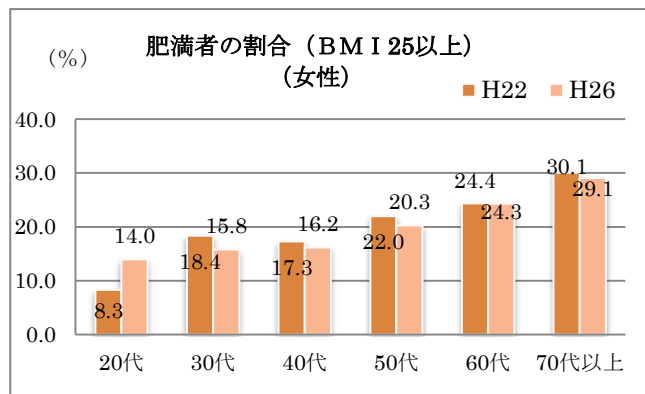
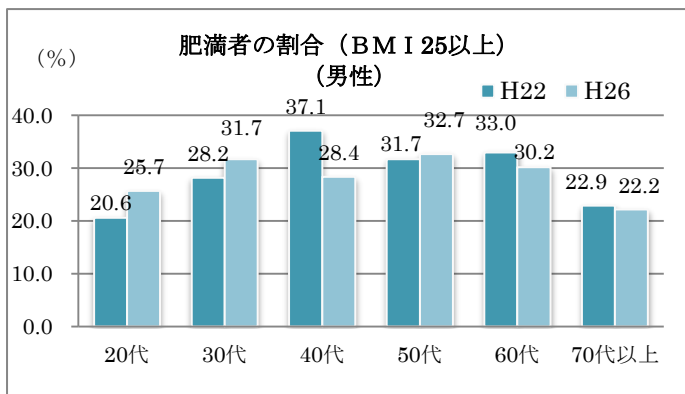
成人の肥満者（BMI^(注17)25以上）の割合は，男性は約3割，女性は約2割で男女とも平成22年と比べてあまり変化がみられませんでした。

年代別では，男性は30歳代，50歳代の肥満者の割合が高く，女性は年代が高くなるほど高くなっています。また，児童生徒の肥満傾向児の出現率は，全国値より高い状況がみられます。

・肥満者の割合（BMIの状況）

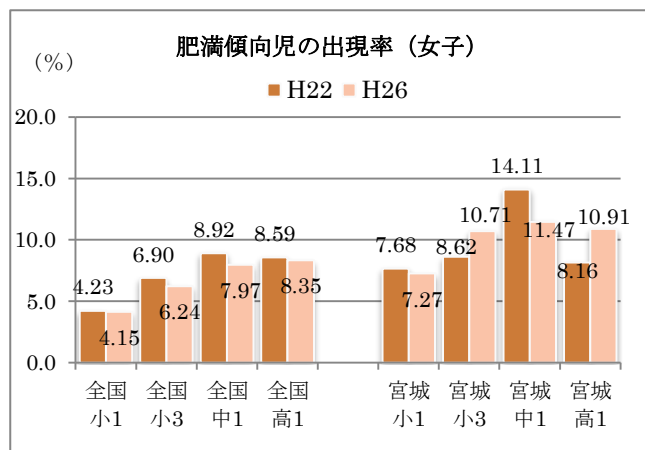
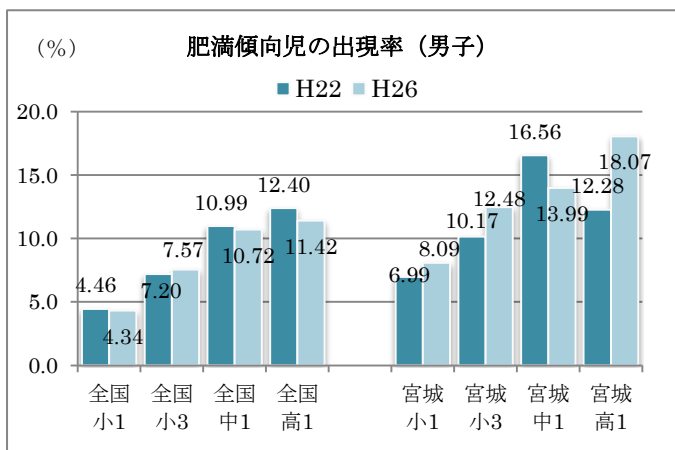


(H22 県民健康・栄養調査，H26 県民健康調査)



(H22 県民健康・栄養調査, H26 県民健康調査)

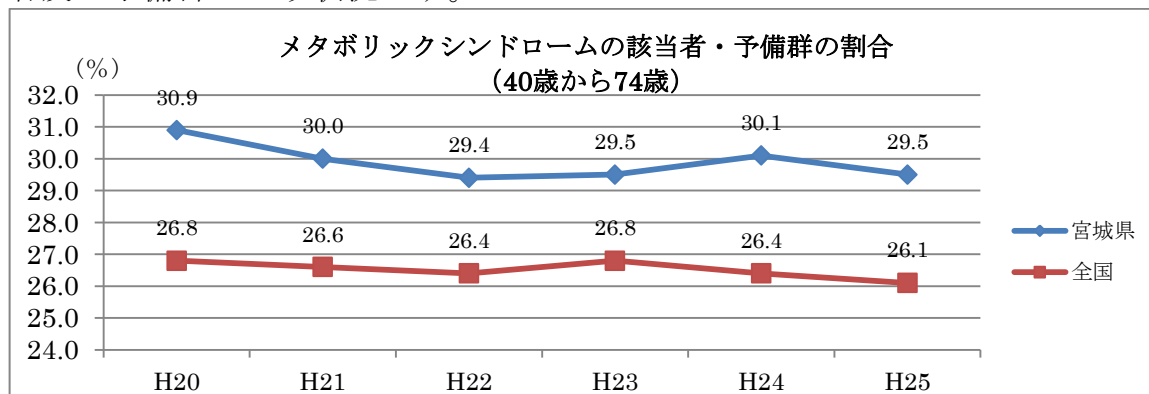
・肥満傾向児の出現率



(文部科学省：学校保健統計調査)

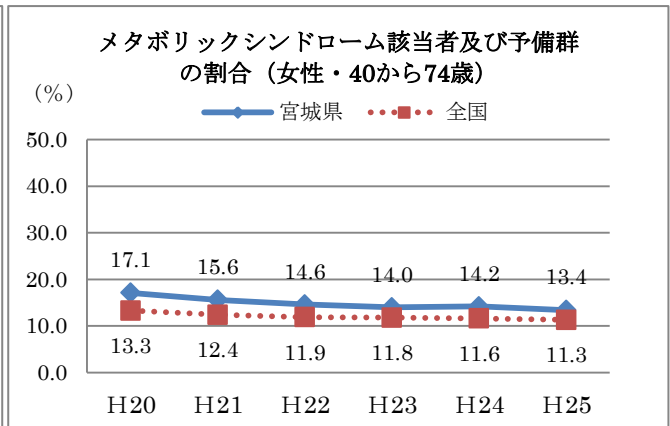
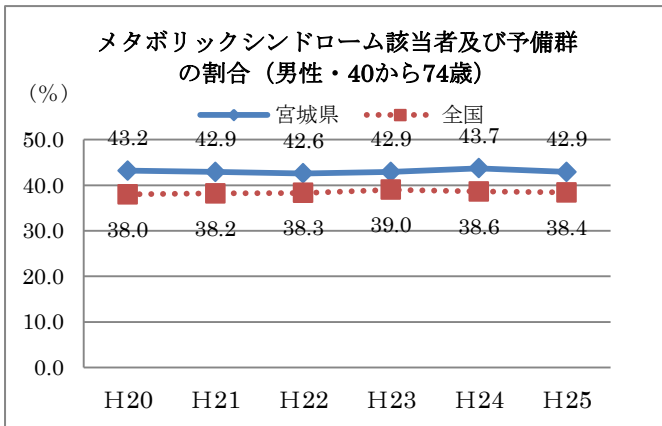
◇ メタボリックシンドローム該当者及び予備群の者の割合

平成 20 年度から始まった特定健診 (40 歳から 74 歳対象) では、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合は約 3 割で推移しており、6 年連続 全国ワースト 2 位という結果となっています。また、男性では、約 4 割が該当者及び予備群という状況です。



(厚生労働省：平成 20 年～平成 25 年 特定健診・保健指導の結果)

※メタボリックシンドローム「該当者」「予備群」とは…
 腹囲が男性 85cm, 女性 90cm 以上で、①血中脂質、②血圧、③血糖のうち、各項目基準に 1 つ以上該当する者を「予備群」、2 つ以上該当する者を「該当者」という。

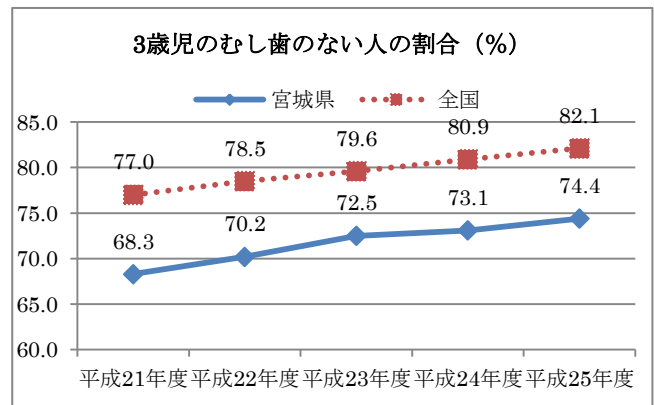
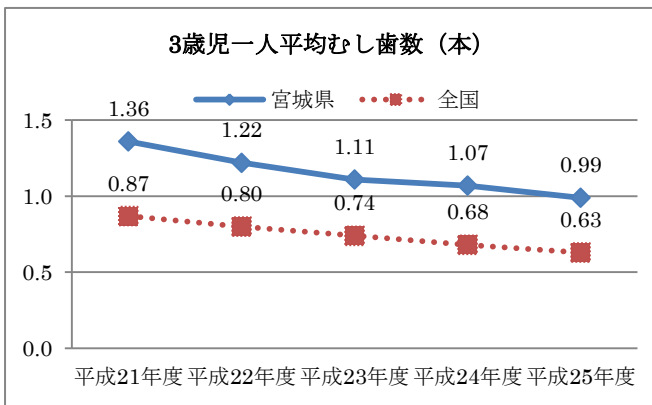


（厚生労働省：平成20年～平成25年 特定健診・保健指導の結果）

◇ 3歳児のむし歯

3歳児の一人平均むし歯数は、年々減少し、平成25年で0.99本と、目標の「1本以下」を達成しましたが、依然全国平均を上回っています。

また、3歳児のむし歯のない人の割合は、年々増加し、平成25年度で74.4%となっていますが、全国平均を下回っています。

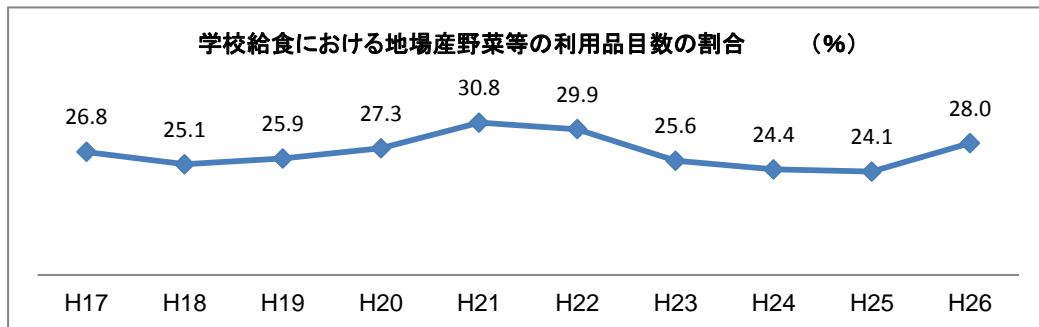


（厚生労働省：3歳児歯科健康診査）

④ 地産地消の取組

◇ 学校給食における地場産野菜等の利用品目数の割合

学校給食における地場産野菜等の利用品目数の割合については、平成18年から平成21年まで増加していましたが、東日本大震災後の平成23年には25.6%に減少しました。その後、平成26年には28.0%と増加に転じています。



（宮城県：学校給食における地場産物の活用状況調査）

⑤ 食育の推進体制

◇ 県内市町村の食育推進計画策定状況

仙台市を含む県内市町村の食育推進計画策定状況は、平成 27 年 3 月末に 100%となり、県内全ての市町村において食育推進計画が策定、推進されています。

なお、全国では、17 県（36.2%）で計画策定 100%となっています。

管内市町村※の食育推進計画の作成割合	該当都道府県数
0～ 25%未満	1
25～ 50%未満	6
50～ 75%未満	6
75～100%未満	17
100%	17

※東京都は特別区を含む。

(内閣府食育推進室:都道府県別市町村食育推進計画の作成状況(平成 27 年 3 月現在より))

(3) 特に重点的に取り組むべき事項

本県では、児童生徒の肥満やメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が依然として、全国下位の現状にあることから、引き続き、「適正体重の維持」を重点的に取り組む課題として位置付けます。また、東日本大震災後、復興に取り組んできた「食材王国みやぎ」の豊かな食は、食育を推進するに当たって活用すべき本県の特徴です。

これらについては、第 2 期計画から引き続き「行動目標」に掲げ、特に適正体重の維持と地域食材の活用について取り組んでいきます。

また、食生活に関する意識や実践は、他の世代に比べて若い世代の改善状況が十分とは言えず、また、県及び市町村における取組については、乳幼児期や中学生、高校生など思春期に対する取組が少ない現状にあります。

これらの課題と特徴等を踏まえ、本計画のコンセプトを「**次世代へ伝えつなげる食育の推進～五感を使って健やかな心身を育む～**」とし、食育を次世代へ継承していくため、望ましい食習慣の形成期にある子どもやこれから親となる若い世代を中心とした食育に重点的に取り組んでいきます。

5 基本目標

家庭，学校，幼稚園，保育所，職場等，地域社会の様々な場面において，県民一人一人が主体となり，宮城の豊かな食を通し，生涯にわたり心身ともに健全で豊かな生活を送るため，次の2つを基本目標とします。

県民一人一人が，食を生きる上での基本としてとらえ，健全な食生活と心身の健康増進を目指します

○生涯にわたり，心身ともに健全で豊かな生活を送れるよう，家庭，学校，幼稚園，保育所，職場，地域等それぞれの場面で，県民一人一人が，ライフステージに応じた健全な食生活を自ら実践できるよう取り組みを進めます。

多彩で豊富な宮城の食材の理解と食文化の継承を通して，豊かな人間形成を目指します

○宮城県は，海・山・大地の食材に恵まれ，歴史・風土の中で郷土料理や食文化を育んできました。地域の食材や郷土料理を日々の食卓に取り入れることを通し，地域の産業や食文化への理解を深めるとともに，家族等と共に食卓を囲み食事を楽しむことで，豊かな人間形成に寄与する食育を進めます。

6 行動目標

「第2期計画」で掲げた2つの行動目標については第3期計画でも引き継ぎ、本県の特徴である豊かな「食」を活用しながら本県特有の課題に取り組んでいくという視点で、「宮城らしい」食育を推進していきます。

◆バランスのとれた食生活で適正体重の維持に努めましょう

本県では肥満者の割合が全国平均に比べて高くなっています。肥満は生活習慣病の発症に大きく関わることから、食事と生活習慣病の関連に理解を深め必要な食事の量を把握し、自分に適した食事をとることで生涯にわたって健康で過ごせる体重を保てるよう、家庭や学校、幼稚園、保育所、職場、地域での取組を促進します。

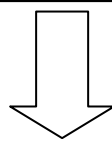
◆食卓に地域食材を取り入れましょう

地域で生産された食材を活用することは、地域の農林水産物をより身近に感じることにつながります。また、生産者と消費者との相互理解や本県の食文化や自然に触れる機会となるほか、地域産業の振興の向上に寄与します。このことから、日々の食卓での県産食材の活用を促します。

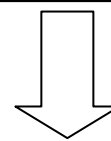
<基本目標>

県民一人一人が、食を生きる上での基本としてとらえ、健全な食生活と心身の健康増進を目指します

多彩で豊富な宮城の食材の理解と食文化の継承を通して、豊かな人間形成を目指します

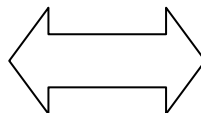


基本目標に沿って推進する食育のうち、特に注目する特徴と課題



<行動目標>

バランスのとれた食生活で適正体重の維持に努めましょう



食卓に地域食材を取り入れましょう

宮城の豊富な食材を活用したバランスの良い食生活で、適正体重の維持に取り組めます

7 食育推進の基本方向

2つの基本目標や本県がこれまで取り組んできた施策などを踏まえて、本計画で推進する施策を4つの「基本方向」にまとめました。

これらの基本方向に基づき、食育を推進します。

1 健全な食生活に必要な知識の習得と実践能力の育成

県民一人一人が、健康の維持・増進や生活習慣病の予防につながる健全な食生活を送るために必要な知識を習得し、自ら実践できるよう食育を推進します。

2 宮城の風土に育まれた食材・食文化の理解と継承

本県の豊富な食材について、農林漁業体験等を通じて理解を深め、地域に根ざした食文化や郷土料理を再認識し、次世代に伝えるとともに、地産地消などを通して、食と環境との調和に関心を高める取組を推進します。

3 食の安全安心に係る関係者間の信頼関係構築

安全で安心できる食品を望む県民の期待に応えるため、食品の安全に関する積極的な情報提供とともに、消費者、生産者・事業者及び行政が連携して取り組む仕組みをつくり、関係者間の相互理解を推進します。

4 多様な機関の連携・協力による食育の推進

食育への取組を効果的に進めるため、行政だけでなく家庭、学校、幼稚園、保育所、職場、食品関連事業者、関係団体等が連携・協力し、県民運動として県民一人一人が主役となって取り組むための体制づくりを推進します。

8 重点施策

2つの基本目標を達成するための4つの基本方向に基づき、次のとおり重点施策を4項目選定し、それらを実現するための具体的な取組内容をプランとして掲げ、食育を推進します。

重点施策1 食育を通じた健康づくり

生涯を通して健康に過ごすためには、健全な食生活を送ることが基本です。県民一人一人が、健全な食生活の実現に欠かせない食に関する知識や判断力を身につけ、それを自ら実践できるよう、食材を見て、触れて、食べるなど、調理体験等を通して五感を使って健やかな心身を育む食育の取組を進めます。

特に、子どものうちに望ましい食習慣を確立し、次世代へ伝えつなげていくため、子どもや若い世代を中心とした食育を推進します。

プラン1

生涯を通じた健康づくり

1 第2次みやぎ21健康プラン^(注18)の推進

平成25年3月に策定した「第2次みやぎ21健康プラン」の目標達成に向け、生活習慣病の発症予防・重症化予防対策のため減塩などの栄養・食生活の改善等のメタボリックシンドローム対策に取り組みます。また、適正体重の維持や乳幼児期のむし歯対策など、本県の特徴的な課題の改善に向けた取組を推進します。

2 子どもの基本的生活習慣の定着促進

「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動^(注19)やみやぎっ子ルルブル推進会議^(注20)に賛同する企業・団体と連携して社会全体で子どもの基本的生活習慣の定着促進を図ります。

●しおeco（塩エコ）の取組

「しおeco」とは、お塩の節約（eco）のこと。塩分の摂り過ぎは高血圧等生活習慣病のリスクが増大することから、県では啓発イベントやレシピの提供など、「しおeco」事業を実施しています。

「しおeco」は決して大人だけの問題ではなく、食材の旨味や風味を敏感に感じられる幼少期に食生活を整え、味覚を育てる事は大変重要だと言われています。

ぜひご家族の皆さんで、美味しく！楽しく！簡単に！しおecoに取り組んでください。



1 望ましい食習慣の形成と実践促進

健全な心身の発育・発達や健康の維持・増進に必要な食生活を実践するためには、子どもの頃から望ましい食習慣を身につけるとともに、自分にとって適切な食事の質と量を知り、食事を取ることが重要です。そのため、「日本人の食事摂取基準」を参考に、「何を」「どれだけ」食べれば良いかを分かりやすく示した「食事バランスガイド」^(注 21)や「食生活指針」^(注 22)などを活用し、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の実践や望ましい食習慣の定着を推進します。さらに、食品の栄養成分表示を参考にして食生活の改善に活用できるよう、普及啓発を図ります。

2 食卓を囲んだ食育の推進

食を通して子どもの心身を健全に育成するとともに、食に関する基本的な知識や所作を身につける場となる、家族等と一緒に食卓を囲む「共食」^(注 23)を推進します。また、大人には、子どもや孫に地域の郷土料理や食文化等を継承する役割も期待されます。

3 給食を通じた食育の推進

学校、幼稚園、保育所等において、食育や食に関する指導体制の整備を進めるとともに、栄養教諭^(注 24)を中核とした取組や学校栄養職員及び各施設の栄養士による給食指導や家庭への情報提供を充実し、各年齢に応じた食育の推進を図ります。また、給食を「生きた教材」として活用し、仲間と食べる楽しさの実感や食に関する知識の習得等、家庭での食育を補完する取組を行います。

● 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事とは

「主食・主菜・副菜」は、1食単位の基本となる料理の組合せです。

食品には多種類の栄養素が含まれていて、それぞれの食品に含まれる栄養素の種類は食品によって異なります。「主食・主菜・副菜」を基本とすることで、多様な食品から、必要な栄養素をバランスよくとることができます。

主食：ごはん、パン、めん類などで炭水化物を多く含み、エネルギーのもとになります。

主菜：魚や肉、卵、大豆製品などを使ったおかずの中心となる料理で、たんぱく質や脂質を多く含みます。

副菜：野菜などを使った料理で、ビタミンやミネラル、食物繊維などを多く含みます。

《 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事推奨のシンボルマーク：厚生労働省（平成 27 年 9 月） 》



重点施策2 「食材王国みやぎ」の理解と継承

本県は、海・山・大地の育む多彩で豊かな食材に恵まれています。これらの恵まれた食材への理解を深め、生産者と消費者の信頼関係を構築し、地産地消を推進します。また、食料の生産から消費までの体験活動に多くの県民が参加し、「見て」「触れて」「楽しんで」「調理して」「食べる」など、五感を使って食を実感できる取組を進めます。さらに、伝統行事や気候風土と結び付いた、本県の特徴ある食文化の理解と継承を図る取組を進めます。

プラン3

農林漁業体験を通じた食育の推進

農林水産物の生産過程や環境、食料事情等、食に関する多様な側面への関心と理解を深めるとともに豊かな心を育むため、生産者や食品関連事業者等と連携し、農林漁業体験への取組を支援します。

プラン4

地産地消の推進

1 地産地消意識の普及啓発

地産地消の取組を推進するとともに、生産者と消費者の交流を図る場の提供を行い、県内で生産される農林水産物・加工食品への一層の理解の向上や、その消費・活用の促進を図ります。

2 給食等における県産食材の利用推進

地域で生産される食材等をより身近に感じ、地域の自然、食文化、産業等に関する理解を深めることができるよう、学校給食等への供給体制を整備するとともに、啓発活動を通じ給食施設における積極的な利用を推進します。

3 農産物直売所の活用による生産者と消費者の交流推進

県産食材等の購入を促すとともに、消費者と生産者間の顔の見える関係を築くため、農産物直売所における交流機会の提供を進めます。

プラン5

食文化の継承

1 地域における継承活動への支援

地域の文化や技術にこだわりを持って作られた特産品の普及や、郷土料理や食材など伝統的な食文化を継承するための研修会や調理体験等を実施します。また、地域に密着した食育活動を通じて伝統的な食文化を継承する人材を育成し、その活動を支援します。

2 給食等における地域の郷土料理や伝統的な食文化の紹介

地域の食文化に対する理解と関心を深めるため、学校や保育所給食等に地元産の食材を使用した地域の郷土料理等の献立を取り入れ、食に関する指導に活用されるよう取組を促進します。

重点施策3 食の安全安心に配慮した食育

食品の安全性の確保は、食生活の基本となります。安全で安心できる食品を望む県民の期待に応えるため、食育活動を通して、食の安全安心に係る信頼関係の確立への取組を支援します。

プラン6

食の安全安心に係る信頼関係の確立

1 食の安全安心に関する知識の普及

食の安全安心の確保のため、食品の安全に関する情報を収集するとともに、ホームページや各種広報媒体及びマスメディアなどを活用した積極的な情報提供を行います。

2 食品表示の適正化の推進

食品表示法等の関係法規に基づき、食品の品質、衛生及び栄養成分等の表示が適正に行われ、消費者の安全安心や食品選択に役立てられるよう、食品関連事業者及び県民に対する研修会の開催などの普及啓発や表示の適正化に向けた指導等を行います。

3 食の安全安心県民総参加運動への参加促進

安全で安心できる食の実現を目指し、「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」，「みやぎ食の安全安心取組宣言」^(注25)など、消費者、生産者・事業者及び行政が協働して取り組む県民総参加運動を推進します。

重点施策4 みんなで支えあう食育

食育に関する施策を効果的に進めるためには、家庭や地域、学校、幼稚園、保育所、職場、食品関連事業者、関係団体、行政、そして県民一人一人が連携・協働し、それぞれの役割に応じて主体的に活動していくことが重要です。これらの関係者の連携・協働した取組が促進されるよう支援します。

プラン7

食育支援ネットワークの強化

県民に身近な存在である市町村や地域で食育推進に取り組む関係団体、食品関連事業者等に対し、本県が目指す食育施策への参画を広く呼びかけます。また、団体間の連携や協働での取組の促進など、社会全体で食育が展開されるよう食育に携わる関係者相互の連携強化に取り組めます。

プラン8

食育推進の環境づくり

1 子どもや若い世代への食育推進体制の強化

食に関する指導計画等の作成と計画に基づく実施及び評価を通して、学校、幼稚園、保育所等における教職員全体で取り組む食育推進体制の強化・充実を図ります。また、専門学校や大学、職場の食堂等を活用した取組や健康管理部門での食育及び健康教育の充実等を図ります。

そのため、子どもや若い世代に対する食育の重要性についての普及啓発や取組事例及び指導者等に関する情報提供を行い、取組を促進します。

2 食育に関わる人材の育成・活動支援

様々な分野の関係者等で構成される宮城県食育推進会議^(注26)を中心として、食育のさらなる推進に取り組めます。また、食生活改善推進員^(注27)やみやぎ食育コーディネーター等、食育に取り組む人材の育成と活動の支援を行うとともに、これらの人材や取組に関する情報を広く発信し、人材活用を促進します。

3 食品関連事業者等の取組の推進

職場の食堂、飲食店及び加工食品等の食品関連事業者等において、栄養バランスや減塩等の健康に配慮した食事や食品の提供等を進め、利用者が栄養成分表示等を参考にしながら「食」を選択できる取組を支援するため、必要な情報提供等を行い食環境整備を推進します。また、食品関連事業者等には、地域の食材を使った郷土料理の提供などにより、地産地消の推進や食文化の継承の役割も期待されます。

9 計画の目標

これまでの取組の結果や食育をめぐる状況の変化等を踏まえ、県として取り組むべき食育の方向性や課題の達成に関する状況を客観的に把握するため、次のとおり第3期計画での目標値を設定します。

(1) 食育を通じた健康づくり

◇ 朝食を毎日食べる人の割合の増加

朝食の欠食は、栄養バランスが偏る要因になるほか、集中力を欠く、体調が悪くなる等といった問題が指摘されていることから、朝食を毎日食べる県民の割合の増加を目標とします。

なお、目標の設定に当たっては、成人の中でも特に朝食欠食率の高い20から30歳代、食習慣を形成する時期である学童期の小学6年生を目標値対象とします。

項 目		ベースライン値 (H26)	目標値 (H32)
朝食を毎日食べる人の割合	20 から 30 歳代	62.6%	70%以上
	小学6年生	96.3%	98%以上

(出典) 小学6年生：全国学力・学習状況調査(H26) 20から30歳代：県民健康調査(H26)

* 全国学力・学習状況調査：「朝食を毎日食べている」の設問に「している」、「どちらかといえはしている」と回答した者の割合

県民健康調査：「朝食を食べますか」の設問に「毎日食べる」と回答した者の割合

◇ 食塩摂取量の減少

バランスのとれた食生活・食習慣の実現を目指し、食塩摂取量を「日本人の食事摂取基準 2015年版」で示されている摂取目標量を参考に目標値を設定します。

項 目		ベースライン値 (H22)	目標値 (H32)
1日当たりの食塩摂取量	成人男性	11.9グラム	9グラム以下
	成人女性	10.4グラム	8グラム以下

(出典) 県民健康・栄養調査

* 「日本人の食事摂取基準 2015年版」の目標量は男性8g、女性7gであるが、「第2次みやぎ21健康プラン」目標値に合わせる。

◇ 野菜摂取量の増加

血圧を下げる働きがあるカリウム、その他ビタミンや食物繊維を多く含む野菜を適量とすることは、生活習慣病の予防に効果的なことから、「健康日本21(第2次)」の目標値を参考に、1日当たりの野菜摂取量の増加を目標とします。

項 目	ベースライン値 (H22)	目標値 (H32)
1日当たりの野菜摂取量(成人)	307.4グラム	350グラム以上

(出典) 県民健康・栄養調査

◇ **主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合の増加**

健全な食生活を実践するために、「何を」「どれだけ」「どのように(組み合わせで)」食べたらよいかを理解し、実践する県民の増加を目標とします。

項 目	ベースライン値 (H26)	目標値 (H32)
主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合(成人)	73.1%	80%

(出典) 県民健康調査

◇ **ゆっくりよく噛んで食事をする人の割合の増加**

食事を味わうとともに肥満予防につながる、ゆっくりよく噛んで食事をする人の増加を目標とします。目標値については、今後実施する県民健康調査の結果を踏まえ設定します。

項 目	ベースライン値 (H28)	目標値 (H32)
ゆっくりよく噛んで食事をする人の割合(成人)	今後把握	今後設定

◇ **栄養成分表示を参考にしている人の割合の増加**

食品や料理の栄養成分表示を参考に選択することにより、健康づくりに役立つことが期待されることから、栄養成分表示を参考にしている人の割合の増加を目標とします。

項 目	ベースライン値 (H26)	目標値 (H32)
栄養成分表示を参考にしている人の割合(成人)	47.0%	60%

(出典) 県民健康調査

◇ **肥満傾向児の出現率の減少**

本県の肥満傾向児の出現率が全国値より高いことから、中学1年生を対象に肥満傾向児の出現率の減少を目標とし、全国値(平成26年度)を目標値として設定します。

項 目		ベースライン値 (H26)	目標値 (H32)
肥満傾向児の出現率	中学1年生(男子)	13.99%	11%
	中学1年生(女子)	11.47%	9%

(出典) 学校保健統計調査

◇ メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合の減少

心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすくなるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合が全国下位にあることから、食生活の改善を通して全国平均値(平成20年度)まで減少することを目標とします。

項目	ベースライン値 (H24)	目標値 (H32)
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合(40から74歳)	30.1%	26.7%

(出典) 特定健診・保健指導の結果

◇ 3歳児のむし歯のない人の割合の増加

望ましい食習慣を維持するためには、幼児期から歯の健康を保つことが大切です。そのため、3歳児のむし歯のない人の増加を目標とします。

項目	ベースライン値 (H25)	目標値 (H32)
3歳児のむし歯のない人の割合	74.4%	80%

(出典) 3歳児歯科健康診査

* H28までの目標値。「宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」(H23～H29)後継計画を踏まえて目標値の見直しを行う。

(2) 「食材王国みやぎ」の理解と継承

◇ 農業体験学習等に取り組む小・中学校の割合の増加

農林水産物の生産や加工に関する体験学習は、子どもの食に対する関心や理解を深めるための有効な手段となります。このため、農業体験学習等に取り組む小・中学校の割合の増加を目標とします。

項目	ベースライン値 (H25)	目標値 (H32)
農業体験学習等に取り組む小・中学校の割合	67.5%	<u>100%</u>

(出典) 宮城県調べ

◇ 学校給食の地場産野菜等の利用品目数の割合の増加

学校給食に地場産物を使用することは、地域の農産物等への理解を深めるとともに、地域の自然や文化及び産業等に触れる機会となります。このため、学校給食において利用する野菜等の品目数のうち、地場産の占める割合の増加を目標とします。

項目	ベースライン値 (H26)	目標値 (H32)
学校給食の地場産野菜等の利用品目数の割合	28%	40%

(出典) 宮城県調べ

◇ 主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口の増加

農産物直売所や体験施設等は、地域食材の利用拡大や普及啓発による地産地消の推進、生産者と消費者の交流による相互理解の場であることから、これらの施設の利用人口及び売上高を目標とします。

項 目	ベースライン値 (H26)	目標値 (H32)
主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口	1,279 万人	<u>1,600 万人</u>

(出典) 宮城県調べ

◇ 農産物直売所推定売上高の増加

項 目	ベースライン値 (H26)	目標値 (H32)
農産物直売所推定売上高	88 億円	95 億円

(出典) 宮城県調べ

◇ 地域の食材を使用した郷土料理を年 10 回以上提供している学校給食施設の割合の増加

子どもの頃から、地域の郷土料理や伝統食材に慣れ親しむことが食文化の継承につながることから、年 10 回以上郷土料理を提供する学校給食施設の割合の増加を目標とします。

項 目	ベースライン値 (H26)	目標値 (H32)
地域の食材を使用した郷土料理を年 10 回以上提供している学校給食施設の割合	62.8%	85%

(出典) 宮城県調べ

(3) 食の安全安心に配慮した食育

◇ みやぎ食の安全安心消費者モニターの活動（延べ参加）率の増加

食の安全安心に関する正しい知識を身につけ、役割を積極的に果たす消費者モニターの活動参加割合の増加を目標とします。

項 目	ベースライン値 (H26)	目標値 (H32)
みやぎ食の安全安心消費者モニターの活動（延べ参加）率	81.0%	85%

(出典) 宮城県調べ

(4) みんなで支えあう食育

◇ みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数の増加

食育の推進や食生活の改善のためには、地域において食育を推進する人材の果たす役割が重要であることから、みやぎ食育コーディネーターによる活動への参加人数の増加を目指します。

項 目	ベースライン値 (H26)	目標値 (H32)
みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数	21,548 人	26,000 人

(出典) 宮城県調べ

◇ 学校、保育所、事業所等の特定給食施設^(注28)のうち適正体重の利用者の割合が増えた施設の割合の増加

学校、保育所、事業所等の利用者の健康増進を目的とした特定給食施設において、管理栄養士等による適正な栄養管理や食生活指導を行うことにより、前年度基準年^{*}(H26)と比べて、適正体重の利用者の割合が増えた施設の割合の増加を目指します。

目標値については、今後実施する状況調査の結果を踏まえ設定します。

項 目	ベースライン値 (H28)	目標値 (H32)
学校、 <u>保育所</u> 、事業所等の特定給食施設のうち <u>適正体重の利用者の割合が増えた施設の割合</u>	今後把握	今後設定

※「基準年」：「衛生行政報告例」（厚生労働省）及び宮城県「特定給食施設の指導の実施に関する要綱」第5条の規程による「特定給食施設における栄養管理の実施状況に関する調査票」に合わせ、平成26年度を基準年とする。

目標一覧

項 目	ベースライン値 (H26)	目標値 (H32)	出 典	
(1) 食育を通じた健康づくり				
朝食を毎日食べる人の割合	20 から 30 歳代	62.6%	70%以上	県民健康調査
	小学6年生	96.3%	98%以上	全国学力・学習状況調査
1日当たりの食塩摂取量	成人男性	11.9g (H22)	9g 以下	県民健康・栄養調査
	成人女性	10.4g (H22)	8g 以下	
1日当たりの野菜摂取量 (成人)	307.4g (H22)	350g 以上	同 上	
主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合 (成人)	73.1%	80%	県民健康調査	
ゆっくりよく噛んで食事をする人の割合 (成人)	今後把握	今後設定	県民健康調査	
栄養成分表示を参考にしている人の割合 (成人)	47.0%	60%	県民健康調査	
肥満傾向児の出現率	中学1年生 (男子)	13.99%	11%	学校保健統計調査
	中学1年生 (女子)	11.47%	9%	
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合 (40 から 74 歳)	30.1% (H24)	26.7%	特定健診・保健指導の結果	
3歳児のむし歯のない人の割合	74.4% (H25)	80%	3歳児歯科健康診査	
(2) 「食材王国みやぎ」の理解と継承				
農業体験学習等に取り組む小・中学校の割合	67.5% (H25)	<u>100%</u>	宮城県調べ	
学校給食の地場産野菜等の利用品目数の割合	28%	40%	宮城県調べ	
主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口	1,279 万人	<u>1,600 万人</u>	宮城県調べ	
農産物直売所推定売上高	88 億円	95 億円	宮城県調べ	
地域の食材を使用した郷土料理を年 10 回以上提供している学校給食施設の割合	62.8%	85%	宮城県調べ	
(3) 食の安全安心に配慮した食育				
みやぎ食の安全安心消費者モニターの活動 (延べ参加) 率	81.0%	85%	宮城県調べ	
(4) みんなで支えあう食育				
みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数	21,548 人	26,000 人	宮城県調べ	
学校, 保育所, 事業所等の特定給食施設のうち適正体重の利用者の割合が増えた施設の割合	今後把握	今後設定	宮城県調べ	

10 ライフステージに応じた食育の取組

生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送るための基本となる食を営む力は、子どもの頃からライフステージに応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより育まれます。

このため、各ライフステージに応じて身体的、精神的、社会的特徴を踏まえた食育への取組を進めていくことが必要となります。本計画ではライフステージを次の4つに区分し、それぞれの特徴に応じた取組の方向性と取組内容を示し、食育を推進します。

ライフステージに応じた食育の取組を推進

ライフステージ	年齢の目安	食育のテーマ
子ども	概ね 18 歳以下	望ましい食習慣の形成と定着
若い世代	概ね 19 歳～39 歳	健全な食生活の実現
働き盛り世代	概ね 40 歳～64 歳	生活習慣病予防のための食生活の維持と健康管理
高齢期	概ね 65 歳以上	食を通じた豊かな生活の実現

(1) 子どもの食育の推進 テーマ：「望ましい食習慣の形成と定着」
(概ね18歳以下)

生涯をとおして健康で心身ともに豊かな生活を送るためには、子どもの頃から望ましい食習慣を身につけ、実践することが重要です。

乳幼児期から学童期にかけては、人間の一生のうちで最も心身の成長が著しく、幼児期には食生活の基本となる味覚が形成されますが、この時期の食経験は食べ物への嗜好に影響を与えるため、いろいろな食品に親しみ、味覚、嗅覚、視覚など食に関する五感を磨くとともに、楽しい雰囲気ですることで、食べる楽しさを経験することが必要です。

しかしながら、家庭では、家族間の生活時間のずれ、共働き世帯やひとり親家庭の増加等から家族そろって食事をする機会が減少し、保護者が子どもの食生活を十分に把握することが難しくなっています。こうした中で、食に対する関心や食べ物に感謝する心の薄れ、「孤食」^(注29)や朝食の欠食、食事マナーの乱れなどの問題が指摘されるとともに、偏った食事による肥満やむし歯、小児生活習慣病の増加等が懸念されています。

<取組の方向性>

- ・食生活リズムや生活習慣の基礎を身につける（幼児期）
- ・食前食後のあいさつや箸の使い方、姿勢など食事のマナーを身につける（幼児期・学童期）
- ・家庭や学校での食に関わる活動を通し、望ましい食習慣を形成する（学童期）
- ・日常の食事の準備や調理できる力を身につける（学童期・思春期）
- ・食文化や伝統に関心、知識を持つ（学童期・思春期）
- ・自らの健康に関心を持ち、栄養バランスに関する判断力や選択力を養う（思春期）

【県の主な取組】

○歯科保健対策

「宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」^(注30)に基づく取組を進め、県民一人ひとりがその健康状態やライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう支援を行い、乳幼児のむし歯減少や8020運動の促進などによる県民の歯科保健水準の向上を図ります。

○基本的な生活習慣確立の推進

知(学力)・徳(心)・体(健康)の調和のとれた元気な子どもを育成していくため、ルルブル(しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸ビル)や「はやね・はやおき・あさごはん」などの基本的な生活習慣の定着を広く呼びかけ、子どもの生活リズムの向上を図ります。

○「学ぶ土台づくり」の普及啓発

第2期「学ぶ土台づくり」推進計画^(注 32)に基づき、幼児期の基本的な生活習慣の確立を目標に、その重要性や親子が一緒に取り組む必要性について、幅広く普及啓発を図ります。

○家庭教育支援体制の充実

子育て・親育ち講座を開催し、基本的な生活習慣や食に関して学ぶ機会を提供するとともに、親（保護者）に対して、家庭教育に関する情報の提供や、アドバイスを行う子育てサポーター^(注 31)を養成します。

○親子料理教室や体験学習会等の開催

親子や男性を対象にした料理教室の実施や、栄養バランスのとれた食事等をテーマにした食生活改善講習会等を開催します。

○食に関する体験（栽培，収穫等）の支援

小・中学校における農業体験の充実を図るための支援として教職員を対象にした農業セミナーを行います。

○学校給食等への地域食材利用拡大

県内各地で生産・加工される農産物の学校給食における需要と供給のマッチング支援や啓発活動を通じ、学校給食等における県産農産物の利用率を高めます。

○食の安全安心に関する情報の提供

食の安全安心に関する情報を収集し、その情報を速やかに提供します。

○保育所・幼稚園職員の研修

保育所や幼稚園において適切な食育を行うとともに、人材を育成するため給食関係者や従事者の研修会を実施します。

○栄養教諭の配置

児童の望ましい食習慣の形成のため、食に関する指導に当たる栄養教諭を配置し、食育の推進を図ります。

○教職員，学校給食関係者の研修

栄養教諭・学校栄養職員の専門職としての知識や技術に関する研修を行い、その資質の向上を図ります。

○食育の推進に関わる人材の育成・活動支援

地域で食育を推進するみやぎ食育コーディネーター等の人材を育成し、その活動を支援します。

○食環境の整備

事業所等の食堂，飲食店及び加工食品等の食品関連事業者等において，栄養バランスや減塩等の健康に配慮した食事や食品の提供を進め，利用者が栄養成分表示等を参考にしながら「食」を選択できる取組を支援するため，必要な情報提供等を行い食環境整備を推進します。また，食品関連事業者等には，地域の食材を使った郷土料理の提供などにより，地産地消の推進や食文化の継承の役割も期待されます。

【家庭に期待される取組（保護者などに期待される取組）】

- 1日3回の食事（間食）で規則正しい食生活リズムをつくる
- 家族で食事の準備を楽しむ
- 栄養バランスのとれた食事を心がけ，子どもが様々な食べ物を味わえるよう配慮する
- 家族での楽しい食事を通して食事マナーや食べ物に感謝する心を伝える
- 健康な歯と口腔を育てるため，歯みがき習慣を身につける
- 食事づくりや買い物等の手伝いをさせる
- 食事づくりの基本を教える
- 成長に必要な栄養が摂取できるバランスのとれた食事内容を工夫する
- 旬の食材や年中行事に合わせた食事を取り入れる

【学校，幼稚園，保育所等に期待される取組】

<幼稚園，保育所>

- 保育計画等の中に食育に関する計画を位置づけるとともに，その改善・充実に努める
- 児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食や食物アレルギー等へ配慮した給食を提供する
- 食物アレルギー等，食に関する健康問題を有する子どもへの対応や保護者への指導を行う
- 食に関する情報を家庭へ発信し，保護者の相談や助言を行う
- 給食に地域食材や郷土料理，行事食を取り入れる
- 栽培，収穫等の体験を楽しみ，食への関心を高める

<小学校>

- 「食に関する指導に係る全体計画」を作成・実施し，指導効果を踏まえて改善を加えながら，学校全体で食育を推進する
- 学校給食と各教科との関連を図った食に関する指導を展開する
- 肥満や過度のそう身が健康に及ぼす影響などについて，必要な知識と実践力を育てる
- 食物アレルギー等，食に関する健康問題を有する子どもへの対応や指導を行う
- 食に関する情報を家庭へ発信し，保護者の相談や助言を行う
- 給食に地域食材や郷土料理，行事食を取り入れる
- 生産活動等の機会を作り地域の生産者との交流を図る

<中学校>

- 「食に関する指導に係る全体計画」を作成・実施し，指導効果を踏まえて改善を加えながら，食育を推進する
- 学校給食と各教科との関連を図った食に関する指導を展開する
- 食物アレルギー等，食に関する健康問題を有する子どもへの対応や指導を行う
- 給食に地域食材や郷土料理，行事食を取り入れる
- 生産活動等の機会を作り地域の生産者との交流を図る

<高等学校>

- 各教科の特質を生かして，食に関する指導を行う
- 食料の生産・流通と食生活との関係や環境に配慮した食生活についての関心を高める

<中学・高校共通>

- 肥満や過度のそう身が健康に及ぼす影響などについて，必要な知識と実践力を育てる
- 食に関する情報を家庭へ発信し，保護者の相談や助言を行う

【地域に期待される取組】

<食育推進に関わるボランティア等>

- 学校，幼稚園や保育所が行う食育活動へ協力する

<生産者・食品関連事業者等>

- 給食での地域食材活用に協力する
- 生産や販売体験の場や機会を提供する

(2) 若い世代の食育の推進 (概ね 19 歳～39 歳)

テーマ：「健全な食生活の実現」

大学進学や就職で家庭を離れ、一人暮らしが始まると、食生活の自己管理が求められます。また、結婚、出産、子育て等を機に生活が大きく変化する時期です。

20 歳代から 30 歳代の食生活は、メタボリックシンドロームや生活習慣病の発症など健康に大きな影響を及ぼすことから、食事の栄養バランスや生活リズムを再点検し、自らの健康状態の把握に努めることが大切です。

しかしながら、仕事等で生活が不規則になりがちで、朝食を食べない人の割合も高くなります。また、単身世帯割合が増加し食の外部化率が高くなっていることから、自ら食に関する正しい情報を選択する知識を持つとともに、食品関連事業者等が食品や料理の栄養成分などの情報をわかりやすく発信することが望まれます。

さらに、子育ての期間と重なることも多いため、子どもの基本的な生活習慣の基礎づくりや確立が親の生活習慣に大きく影響されることを理解し、家庭はもちろん地域、教育、行政機関など社会全体で、次世代への食育に取り組むことが必要です。

<取組の方向性>

- 自らの健康状態を把握し、望ましい食生活を実践する
- 食に関する正しい情報を選択する力を身につける
- 家庭において子どもたちへの食育に取り組む
- 食品の安全性に関する知識を持つ
- 地域の食文化や郷土料理などの知識を高める

【県の主な取組】

○生活習慣病予防等、健康づくりに関する普及啓発

「第2次みやぎ21健康プラン」を推進し、健康づくりを支援する環境の整備を図るとともに、健康づくりを県民運動として展開することにより、生活習慣の改善など健康づくりに対する県民の意識の醸成を図ります。

○歯科保健対策

「宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づく取組を進め、県民一人ひとりがその健康状態やライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう支援を行い、8020運動の促進などによる県民の歯科保健水準の向上を図ります。

○健全な食生活の実践に関する普及啓発

食に関する関心を高めるとともに、栄養素、食品及び料理の知識や調理方法についてわかりやすく普及するため、イベントやホームページ及び各種媒体等を活用して、生活習慣病予防や健康増進のための食事の普及を図ります。

○親子料理教室や体験学習会等の開催

親子や男性を対象にした料理教室の実施や、肥満予防及び減塩等をテーマにした生活習慣病の発症予防等のための食生活改善講習会等を開催します。

○食の安全安心に関する情報の提供

食の安全安心に関する情報を収集し、その情報を速やかに提供します。

○食育の推進に関わる人材の育成・活動支援

地域で食育を推進するみやぎ食育コーディネーター等の人材を育成し、その活動を支援します。

○食環境の整備

事業所等の食堂、飲食店及び加工食品等の食品関連事業者等において、栄養バランスや減塩等の健康に配慮した食事や食品の提供を進め、利用者が栄養成分表示等を参考にしながら「食」を選択できる取組を支援するため、必要な情報提供等を行い食環境整備を推進します。また、食品関連事業者等には、地域の食材を使った郷土料理の提供などにより、地産地消の推進や食文化の継承の役割も期待されます。

【家庭に期待される取組】

○家族で一緒に食卓を囲み、食について子どもと学ぶ機会を作る

○食生活を再点検し、望ましい食生活（適正な食事量、栄養バランス、食品表示等）を実践する

○健康診断や歯科健診を定期的に受診し、健康を維持する

【大学や職場等に期待される取組】

＜専門学校・大学＞

○学校・大学の食堂で栄養バランスに配慮した食事を提供するとともに健康や栄養・食生活に関する情報を提供する

＜職場＞

○事業所等の食堂で栄養バランスに配慮した食事を提供するとともに健康や栄養・食生活に関する情報を提供する

○職場の健診等で栄養・食生活や健康に関する情報提供や保健指導を実施する

【地域に期待される取組】

＜食育推進に関わるボランティア等＞

○食に関する情報提供を行う

○地域の食材や行事食・郷土料理についての知識を普及する

＜生産者・食品関連事業者等＞

○飲食店等において、栄養成分表示や産地表示等の積極的な情報提供を行うとともに、栄養バランスや減塩等の健康に配慮した食品や料理を提供する

(3) 働き盛り世代の食育の推進 テーマ：「生活習慣病予防のための
食生活の維持と健康管理」
(概ね 40 歳～64 歳)

働き盛り世代は、職場や家庭、地域において中心となって活躍する時期ですが、仕事や子育てなどでストレスを受けやすい一方、多忙なこともあり自分の健康管理が疎かになる傾向があります。

肥満、メタボリックシンドロームから高血圧や糖尿病などの生活習慣病の発症に注意が必要な年代であり、健診・保健指導の積極的な受診や生活習慣の改善により規則正しい食習慣や生活習慣を守り、自らの健康管理に努めることが健康寿命の延伸につながります。

さらに、この世代は思春期の子育ての期間と重なることも多いですが、子どもの生活習慣が不規則になりがちで、家庭が食に関する教育機能を担うことが難しくなります。また、子どもの進学、就職など自立に向けて食生活においても自己管理能力を身につけることが必要になります。食に関する知識や食事づくりの基本など子どもに伝えつなげていくことの重要性を理解し、家庭はもちろん地域、教育、行政機関など社会全体で、次世代への食育に取り組むことが必要です。

<取組の方向性>

- 適切な栄養バランスと食事量で適正体重を維持し、健康管理に努める
- 世界の食料事情を理解し、無駄のない食生活を実践する
- 食品の安全性に関する知識を高め、家庭や地域で伝える
- 地域の食文化や郷土料理などの知識を高め、次世代に継承する

【県の主な取組】

○生活習慣病予防等，健康づくりに関する普及啓発

「第2次みやぎ21健康プラン」を推進し、健康づくりを支援する環境の整備を図るとともに、健康づくりを県民運動として展開することにより、生活習慣の改善など健康づくりに対する県民の意識の醸成を図ります。

○歯科保健対策

「宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づく取組を進め、県民一人ひとりがその健康状態やライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう支援を行い、8020運動の促進などによる県民の歯科保健水準の向上を図ります。

○健全な食生活の実践に関する普及啓発

食に関する関心を高めるとともに、栄養素、食品及び料理の知識や調理方法についてわかりやすく普及するため、イベントやホームページ及び各種媒体等を活用して、生活習慣病予防や健康増進のための食事の普及を図ります。

○親子料理教室や体験学習会等の開催

親子や男性を対象にした料理教室の実施や、肥満予防及び減塩をテーマにした生活習慣病の発症予防等のための食生活改善講習会等を開催します。

○食の安全安心に関する情報の提供

食の安全安心に関する情報を収集し、その情報を速やかに提供します。

○食育の推進に関わる人材の育成・活動支援

地域で食育を推進するみやぎ食育コーディネーター等の人材を育成し、その活動を支援します。

○食環境の整備

事業所等の食堂、飲食店及び加工食品等の食品関連事業者等において、栄養バランスや減塩等の健康に配慮した食事や食品の提供を進め、利用者が栄養成分表示等を参考にしながら「食」を選択できる取組を支援するため、必要な情報提供等を行い食環境整備を推進します。また、食品関連事業者等には、地域の食材を使った郷土料理の提供などにより、地産地消の推進や食文化の継承の役割も期待されます。

【家庭に期待される取組】

- 塩分や脂肪の摂りすぎ等を改善し、生活習慣病予防に努める
- 健康診断や歯科健診を定期的に受診し、健康を維持する
- 行事食や郷土料理等を取り入れた食生活に配慮する

【地域に期待される取組】

<食育推進に関わるボランティア等>

- 食に関する情報提供を行う
- 地域の食材や行事食・郷土料理についての知識を普及する

<生産者・食品関連事業者等>

- 飲食店等において、栄養成分表示や産地表示等の積極的な情報提供を行うとともに、栄養バランスや減塩等の健康に配慮した食品や料理を提供する

(4) 高齢期の食育の推進
(概ね 65 歳以上)

テーマ：「食を通した豊かな生活の実現」

高齢期は、加齢により身体機能が低下し健康問題が生じやすくなりますが、健康状態は個人差が大きくなっていくことから、自らの身体の変化に合わせた望ましい食生活を維持し、健康管理に努めることで、QOLの向上や健康寿命を延伸することが重要です。

また、退職や子どもの自立などにより、これまで培ってきた知識などを地域社会で生かすことに取り組みやすくなることから、食に関する豊富な知識と経験を家族や地域へ継承する指導的な役割も期待されます。

一方、近年増加している高齢者単身世帯では、調理が困難なための低栄養等が懸念されており、地域で高齢者の健全な食生活を支える体制が必要となっています。

<取組の方向性>

- ・健康状態に合わせ、望ましい食生活を維持する
- ・食を通した交流により日々の生活を楽しむ
- ・食文化や郷土料理に関する豊富な知識と経験を次世代に伝える

【県の主な取組】

○生活習慣病予防等、健康づくりに関する普及啓発

「第2次みやぎ21健康プラン」を推進し、健康づくりを支援する環境の整備を図るとともに、健康づくりを県民運動として展開することにより、生活習慣の改善など健康づくりに対する県民の意識の醸成を図ります。

○歯科保健対策

「宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づく取組を進め、県民一人ひとりがその健康状態やライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう支援を行い、8020運動の促進などによる県民の歯科保健水準の向上を図ります。

○健全な食生活の実践に関する普及啓発

食に関する関心を高めるとともに、栄養素、食品及び料理の知識や調理方法についてわかりやすく普及するため、イベントやホームページ及び各種媒体等を活用して、生活習慣病予防や健康増進のための食事の普及を図ります。

○親子料理教室や体験学習会等の開催

親子や男性を対象にした料理教室の実施や、肥満予防や減塩をテーマにした生活習慣病の発症予防等のための食生活改善講習会等を開催します。

○食の安全安心に関する情報の提供

食の安全安心に関する情報を収集し、その情報を速やかに提供します。

○食育の推進に関わる人材等の育成・活動支援

地域で食育を推進するみやぎ食育コーディネーター等の人材を育成し、その活動を支援します。

○食環境の整備

事業所等の食堂，飲食店及び加工食品等の食品関連事業者等において，栄養バランスや減塩等の健康に配慮した食事や食品の提供を進め，利用者が栄養成分表示等を参考にしながら「食」を選択できる取組を支援するため，必要な情報提供等を行い食環境整備を推進します。また，食品関連事業者等には，地域の食材を使った郷土料理の提供などにより，地産地消の推進や食文化の継承の役割も期待されます。

【家庭に期待される取組】

- 栄養バランスや減塩等に配慮し，低栄養を予防する
- 健康診断や歯科健診を定期的に受診し，健康を維持する

【地域に期待される取組】

<食育推進に関わるボランティア等>

- 食に関する情報提供を行う
- 地域の食材や行事食・郷土料理についての知識を普及する

<生産者・食品関連事業者等>

- 飲食店等において，栄養成分表示や産地表示等の積極的な情報提供を行うとともに，栄養バランスや減塩等の健康に配慮した食品や料理を提供する

1.1 県民運動としての食育推進運動の展開

食育推進の実効性を高めるためには、行政と関係機関等がさらなる連携強化を進め、多様な関係者がお互いに連携・補完しながら地域や家庭における県民主体の取組が実践できる体制を推進していくことが不可欠です。

各関係機関がそれぞれの役割に応じて活動するとともに、食育を推進する関係者等と積極的に連携することで、食育を県民運動として展開し、県民一人一人の食育に関する主体的な取組の推進を図ります。

(1) 食育に関する普及啓発

○みやぎ食育推進月間の実施と啓発活動

- ・食育推進運動を重点的かつ効果的に実施するため、毎年11月を「みやぎ食育推進月間」とし、行政、教育機関、関連団体及び地域が連携し、各種イベント等の啓発活動を集中的に実施します。
- ・食育に積極的に取り組む個人、団体、企業等に対する表彰を行います。
- ・食育に関するシンポジウムや研修会、各種イベント等を開催します。
- ・県庁食堂等で地産地消や健康づくりを目的に食育ランチ等を提供します。

○食生活の重要性についての啓発

- ・食生活指針や食事バランスガイド等を活用し、健康増進及び生活習慣病予防のための食事を普及します。
- ・ルルブル運動や「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動を家庭、地域及び関係機関の連携により推進します。
- ・消費者、生産者・事業者及び行政が連携し、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を展開することにより、安全で安心できる食の実現を図ります。

○食育に係る取組事例の紹介

- ・食育に関するイベント情報や各関係機関、団体及びみやぎ食育コーディネーター等が行う特色ある取組事例等を紹介します。

○食育に関する情報の発信

- ・「みやぎの食育通信」を毎月19日に発行し、地産地消のレシピや県産食材の紹介、食育の取組に関する情報を広く県民に発信します。
- ・「食材王国みやぎ」の取組を広く周知します。
- ・食の安全安心に関する情報の発信をします。
- ・ホームページやパンフレット等を活用し、必要な情報を発信します。

(2) 食育推進関係団体等，多様な関係者による支援体制整備

○関係者間のネットワーク強化

- ・講習会等の開催や食育に関する普及啓発活動を通して，食育推進関係団体やみやぎ食育コーディネーター等関係者間の連携を強化します。

○食育推進に関わるみやぎ食育コーディネーターや関係団体等との連携

食育推進関係者等との連携や活動支援を通して，食育を県民運動として展開する体制を整備します。

- ・みやぎ食育コーディネーター等の研修会開催等を通し，その活動を支援します。
- ・地域食材を活用した料理教室や郷土料理の伝承等の実践を支援します。
- ・食生活改善地区組織や地区栄養士会，NPO等，地域で組織的に食育活動を行っている団体の活動を支援します。

1 2 食育の推進体制と関係者の役割

食育では、県民一人一人が食に関する問題を自らの問題と捉え、主体的に実践していくことが重要ですが、個人が所属する家庭や学校、幼稚園、保育所、職場や関係団体等がそれぞれ食育に関する役割を担い、連携・協力していくことで、食育に関する取組が点から線、線から面へと広がり、県民一人一人に浸透していくことが期待できます。

(1) 推進体制及び進行管理

【県の推進体制】

宮城県食育推進会議，食育推進本部

平成 18 年 4 月に食育の推進に関係する団体や有識者で構成する宮城県食育推進会議を設置するとともに、県庁内の各部局が横断的に連携して食育に取り組むため宮城県食育推進本部を設置し、食育推進計画の作成とその総合的かつ計画的な推進を行っています。

【市町村の推進体制】

地域の特性を生かし地域に密着した食育を進めるためには、より県民に身近な行政機関である市町村が主体的に食育に取り組むことが欠かせません。このため、各市町村においては、関連団体や有識者で構成する市町村食育推進会議等を設置し、地域の特性を生かした市町村食育推進計画を策定するとともにその実施を計画的に推進することが必要です。

(2) 関係者の役割

【県の役割】

食育に関する普及啓発を行い、県民一人一人の食に対する意識の高揚を図るとともに、食育への取組の定着化のための環境整備を推進します。また、市町村、学校、幼稚園、保育所、事業者、関係団体等の連携を強化するとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を県民運動として展開します。

【市町村の役割】

各市町村に配置されている管理栄養士・栄養士が食育推進のリーダーとなり、関係各課等との連携体制を構築するとともに県（保健福祉事務所、地方振興事務所、教育事務所等）とともに家庭と地域を結び、学校、幼稚園、保育所、生産者・事業者、関係団体等との連携を図りながら、地域の特色を生かした食育の推進に積極的に努めるものとします。

また、家庭での食育への取組を支援するため、乳幼児健診や育児相談等での保護者等への情報提供や子育てを支えるサポーター、食生活改善推進員等の人材育成に努めるものです。

【教育関係者等の役割】

学校、幼稚園、保育所は、教職員の食育に係る知識の向上に努めるとともに、食育推進体制の整備・強化に努めるものとします。家庭や地域に対しては食に関する情報を発信するとともに、行政機関や関連団体との連携を図り、望ましい食習慣を身につける重要な時期である子どもへの食育に積極的に取り組むものとします。

【保健福祉医療関係者の役割】

保健、社会福祉、医療関係者及び関係団体は、離乳食指導や栄養指導をはじめとし、自主的かつ積極的に食についての情報提供等に努めるものとします。また、他の関連団体等と連携し、食育の推進に取り組むこととします。

【大学等研究機関の役割】

大学等研究機関関係者は、食育の企画及び評価を客観的に把握できるよう、調査・研究に積極的に協力することとします。

【職場の役割】

従業員が仕事と家庭の両立など多忙な生活を健康で過ごし、退職後も維持することができるよう、健康診断に基づく保健、栄養指導の実施や社員食堂等で健康に配慮した食事の提供、健康・栄養に関する情報提供などに努めることが望まれます。

【生産者等の役割】

農林漁業に関する体験活動等の受入れ、食物の生産の過程を学ぶ機会の提供に加え、学校給食等への地場産食材の供給や積極的な情報発信等により、地産地消への取組を推進することとします。また、他の関連団体等と連携し、食育の推進に取り組むものとします。

【事業者等の役割】

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者においては、食品の安全性の確保、栄養成分表示、健康への配慮等に積極的に取り組むものとします。

【食生活改善団体、消費者団体、NPO、PTA、栄養士会等食育関係団体の役割】

地域において県民一人一人が主体的に食育に取り組むために、食生活改善団体、消費者団体、NPO、PTA、栄養士会等、関係団体がそれぞれに持つ専門性や特徴を生かし、生産・調理体験や地域の特色ある食文化の伝承、食の安全安心に関する知識の普及など、地域住民と一体となった活動を推進するものとします。

【マスメディアの役割】

県民が食に関する正しい情報を選択できるよう、科学的な根拠に基づいた正しい情報の伝達に努めるものとします。

【家庭の役割】

家庭は、生涯を通して健全な食生活を実践する場となります。食育においては、家庭が最も重要な役割を担っていることから、子どもの頃から楽しく食べる環境づくりに配慮するとともに、特に、子どもの望ましい食習慣の確立に積極的に取り組むこととします。また、日々の食事を通して食文化を伝えるなどの役割を果たすものです。

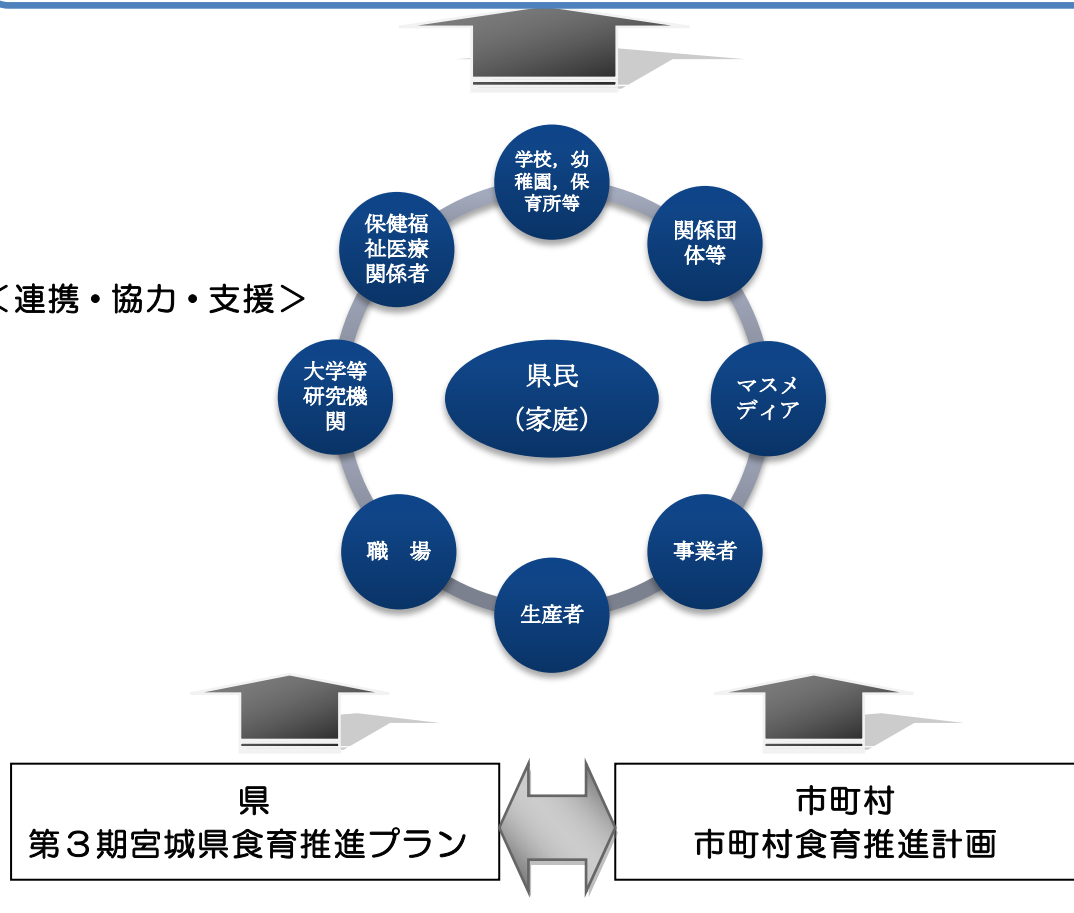
<<食育推進のイメージ>>

宮城の豊かな食を通し、生涯にわたり心身ともに健全で豊かな生活をおくるために
次世代へ伝えつなげる食育の推進～五感を使って健やかな心身を育む～

【基本目標】

- 県民一人一人が、食を生きる上での基本としてとらえ、健全な食生活と心身の健康増進を目指します。
- 多彩で豊富な宮城の食材の理解と食文化の継承を通して、豊かな人間形成を目指します。

<連携・協力・支援>



用語解説

（注1）食育

食育基本法では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけている。

（注2）食育基本法

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成17年6月10日に第162回国会で成立、同年7月15日に施行された。

（注3）メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうち、いずれか2つ以上をあわせもった状態のことで、食事や運動、喫煙などの生活習慣を改善しなければ、動脈硬化を進行させ、心疾患や脳血管疾患などが起こりやすくなる。

（注4）「食材王国みやぎ」

宮城の豊かな自然に恵まれた海・山・大地の育む食材の多彩さ、質の高さ、魅力を表す「メッセージ」であるとともに、これらの多彩な食材資源を基盤に食関連産業の振興を狙いとす民官の関係者共通の目指すべき「テーマ」として位置づけたもの。

（注5）健康日本21（第2次）

平成25年度から平成34年度までの「21世紀における第2次国民健康づくり運動」のこと。平成24年7月の厚生労働省告示「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」において、国民の健康の増進に関する基本的な方向性や目標等の基本的な事項が示され、「健康日本21（第2次）」を推進することとしている。

（注6）和食；日本人の伝統的な食文化

平成25年10月「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録。「和食」とは、料理そのものだけでなく、「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」を示すもの。

（注7）健康な食事

日本人の長寿を支える「健康な食事」について、厚生労働省が平成26年10月に検討会報告書を取りまとめたもの。「健康な食事」とは、健康な心身の維持・増進に必要とされる栄養バランスを基本とする食生活が無理なく持続している状態を言う。

（注8）日本人の食事摂取基準

健康増進法に基づき厚生労働大臣が定めるものとされ、国民の健康の保持・増進を図る上で摂取することが望ましいエネルギー及び栄養素の量の基準を示すもので、5年ごとに作成されている。

（注9）食品表示法

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度とするため、平成27年4月に施行された法律。食品表示法では、これまで任意とされていた栄養成分の表示が、原則全ての加工食品で義務化されたほか、機能性表示食品制度が新たに創設された。

(注 10) 都市農山漁村交流拠点施設

農山漁村地域において、農産物直売所、農林漁家民宿・レストラン等、都市住民が訪れる拠点施設。

(注 11) みやぎ食育コーディネーター

食や健康等に関する幅広い知識と経験を持ち、地域の中心となって食育活動を推進していく人材を育成する県主催の養成講座や研修会等を修了し、登録をしている者。

(注 12) 栄養成分表示

食品表示法の規定により平成 27 年 4 月 1 日から一部の事業者を除き、一般加工食品の栄養成分の量及び熱量（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）の表示が義務化された。

(注 13) 肥満傾向児

性別・年代別・身長別標準体重から求める肥満度が 20%以上の児童・生徒をいう。
肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100%

(注 14) 地産地消

「地域で生産されたものをその地域で消費すること」を意味する言葉で、地域の消費者需要に応じた生産と、生産された農林水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結び付ける取組のこと。

(注 15) 農林漁家レストラン

農林漁業者が経営するもので、自家の生産物や地域の食材を活かして自ら調理し、農山漁村ならではの料理を提供するところ。

(注 16) みやぎ食の安全安心消費者モニター

消費者の役割を自らの行動により積極的に果たす人材を育成するとともに、多くの消費者の目で食の安全安心を確認することを目的として、県内に住む食の安全安心に関心のある消費者を消費者モニターとして登録してもらい、正確な知識の習得、日頃の情報収集、県への情報提供、各種講習会等への参加等の活動を行ってもらうもの。

(注 17) BMI

Body Mass Index。「体重（キログラム）÷身長（メートル）÷身長（メートル）」で算出される体格指数で、肥満度を図るための国際的な指標。医学的に最も病気が少ない数値として 22 を「標準」とし、18.5 未満が「やせ」、18.5 以上 25 未満が「普通」、25 以上を「肥満」としている。

(注 18) 第 2 次みやぎ 21 健康プラン【健推課】

本県の総合的な健康づくりの指針として、「県民一人一人が生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らせる健康みやぎ」の実現を目指し策定した計画であり、第 2 次プラン（計画期間：平成 25～34 年度）では、県民の生活習慣の改善に向け、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「たばこ」の 3 分野を重点的に取組む分野としている。

(注 19) 「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動

知（学力）・徳（心）・体（健康）の調和のとれた元気な児童生徒を育成するためには、学習面での基礎学習の徹底と基本的生活習慣の定着を両輪として推進していくことが重要であることから、学校において「学力向上推進プログラム」に基づく施策を展開するとともに、地域・家庭に対して「はやね・はやおき・あさごはん」といった基本的生活習慣の定着

(注 25) みやぎ食の安全安心取組宣言

生産者・事業者の食の安全安心に関する取組を消費者に伝えることにより、自らの食の安全安心への意識の高揚を図り、消費者が商品を選択し購入する際の目安を提供することを目的としている。生産者・事業者は、県のガイドラインに従い自主基準を定め、その基準を公開するとともに、県が認めたロゴマークを使用して、食の安全安心の取組を広く県民にPRするもの。

(注 26) 宮城県食育推進会議

食育関係団体の代表や有識者など 20 人以内の委員で構成され、宮城県食育推進計画の作成やその推進のため、平成 18 年 4 月に条例により設置された県の附属機関。

(注 27) 食生活改善推進員（ヘルスマイト）

昭和 30 年頃以降「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに生涯における食を通じた健康づくり活動を地域において推進しているボランティア組織の団体であり、全国で約 18 万人が活動している。

宮城県食生活改善推進員連絡協議会は、全国初の県組織として昭和 35 年に設立され、県内全市町村の組織で構成されている。

(注 28) 特定給食施設

健康増進法に規定された、特定多数人に対して継続的に 1 回 100 食または 1 日 250 食以上提供する給食施設。

(注 29) 孤食

家族と暮らしている環境下において一人で食事をとること。

(注 30) 宮城県歯と口腔の基本計画

宮城県歯と口腔の健康づくり基本条例に基づき、本県の歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画として、平成 23 年 10 月に策定した計画（計画期間：平成 23～29 年）であり、歯科口腔保健推進の方策の一つとして、「食育を通じた歯と口腔の健康づくり」を示している。

(注 31) 子育てサポーター

子どもの生活習慣やしつけに悩む親や保護者を地域ぐるみで応援できるよう、地域において子育てや家庭教育、しつけ等について気軽に相談に応じたり、アドバイスを行ったりするボランティアで、県や各市町村が主催する養成講座や研修会を修了した方をいう。

(注 32) 「学ぶ土台づくり」推進計画

幼児期を生涯にわたる人間形成の基礎を築く時期、すなわち「学ぶ土台づくり」の時期ととらえ、幼児教育を推進していくための指針として策定したもの。（第 1 期：平成 23 年度～平成 26 年度、第 2 期：平成 27 年度～平成 29 年度）

參考資料

食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、

食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第4条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第5条 食育は、父母その他の保護者にとっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にとっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第9条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自

然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第12条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第13条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第14条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第15条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第16条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）

は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第3章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第19条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第21条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第22条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第23条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第24条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第25条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第26条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第27条 食育推進会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

(会長)

第28条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第29条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成11年法律第89号)第9条第1項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第4条第1項第17号に掲げる事項に関する事務及び同条第3項第27号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第3号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第30条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第3号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第32条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進

計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。
(市町村食育推進会議)

第33条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第2条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第4条第3項第27号の2の次に次の1号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画(食育基本法(平成17年法律第63号)第16条第1項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第40条第3項の表中「

少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
-----------	------------

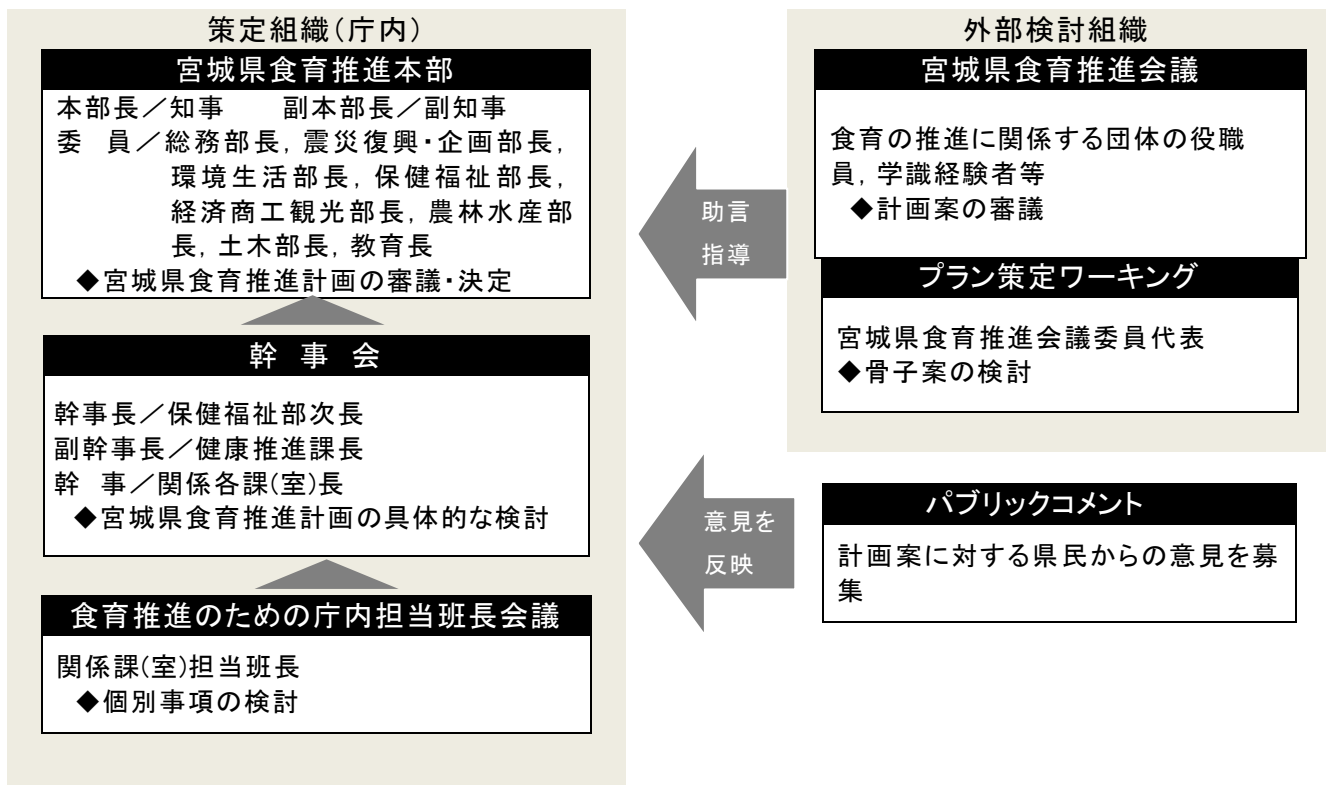
」を

「

食育推会議	食育基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法

」に改める。

宮城県食育推進計画策定体制



計画策定の経過

年月日	経過	備考
平成27年8月12日	第1回食育推進のための庁内担当班長会議	第3期宮城県食育推進プラン基本方針
平成27年8月25日	第1回第3期宮城県食育推進プラン策定ワーキング	第3期宮城県食育推進プラン基本方針
平成27年9月29日	第2回食育推進のための庁内担当班長会議	第3期宮城県食育推進プラン骨子案
平成27年10月8日	第2回第3期宮城県食育推進プラン策定ワーキング	第3期宮城県食育推進プラン骨子案
平成27年11月13日	第1回宮城県食育推進本部幹事会	第3期宮城県食育推進プラン中間案
平成27年11月27日	第1回宮城県食育推進会議	第3期宮城県食育推進プラン中間案決定
平成27年11月30日 ～12月28日	パブリックコメント(県民からの意見募集)	第3期宮城県食育推進プラン中間案
平成28年1月8日	第3回食育推進のための庁内班長会議	第3期宮城県食育推進プラン最終案
平成28年1月19日	第2回宮城県食育推進会議	第3期宮城県食育推進プラン最終案決定
平成28年2月3日	第2回宮城県食育推進本部幹事会	第3期宮城県食育推進プラン最終案
平成28年2月15日	宮城県食育推進本部会議	第3期宮城県食育推進プラン最終案
平成28年3月 日	県議会保健福祉委員会報告	第3期宮城県食育推進プラン最終案

宮城県食育推進会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

委員氏名	所属団体・役職等	備考
伊藤 秀雄	有限会社伊豆沼農産代表取締役	
奥村 秀定	公益社団法人宮城県医師会常任理事	
菊池 卓郎	宮城県中学校長会（山元町立山下中学校長）	
工藤 信	宮城県農業協同組合中央会営農農政部くらしの活動担当次長	
佐々木 裕子	仙台白百合女子大学准教授	会長
佐藤 泉	公益社団法人宮城県栄養士会常任理事	
佐藤 敏悦	株式会社テイ・エル・シー専務取締役	副会長
佐藤 雅子	日本チェーンストア協会東北支部（イオンリテール株式会社）	
白川 愛子	宮城大学准教授	
菅原 辰雄	みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会長	
鈴木 宏明	一般社団法人宮城県歯科医師会地域保健部会副部会長	
沼田 敦子	宮城県小学校長会（名取市立増田西小学校長）	
平沢 初枝	公募委員	
福井 久恵	一般社団法人宮城県保育協議会従事者部会副部会長	
三浦 修	宮城県PTA連合会副会長	
矢内 信孝	みやぎ食育コーディネーター	

第3期宮城県食育推進プラン策定ワーキング構成員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属団体・役職等	備考
伊藤 秀雄	有限会社伊豆沼農産代表取締役	
佐々木 裕子	仙台白百合女子大学准教授	座長
佐藤 泉	公益社団法人宮城県栄養士会常任理事	
佐藤 敏悦	株式会社テイ・エル・シー専務取締役	
佐藤 雅子	日本チェーンストア協会東北支部（イオンリテール株式会社）	
沼田 敦子	宮城県小学校長会（名取市立増田西小学校長）	
平沢 初枝	公募委員	
福井 久恵	一般社団法人宮城県保育協議会従事者部会副部会長	
三浦 修	宮城県PTA連合会副会長	

食育推進会議条例

平成十八年三月二十三日
宮城県条例第三十一号

(設置)

第一条 食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第三十二条第一項の規定に基づき、宮城県食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(組織等)

第二条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 食育の推進に関係する団体の役員又は職員

三 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 推進会議は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略